

令和2年第4回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和2年12月15日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 4時17分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
	15番	山居忠彰君	16番	遠山昭二君
議長	17番	松ヶ平哲幸君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	法邑和浩君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	井出俊博君
建設水道部長	千葉靖紀君	朝日支所長	武田泰和君

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	鴻野弘志君
----------------	-------	-----------------	-------

病院事業者 副管理事業者	三好信之君	市立病院 局長	加藤浩美君
-----------------	-------	------------	-------

農業委員
会長

飛世 薫 君

農業委員
局長

藪中 晃 宏 君

監査委員

吉田 博 行 君

監査委員
局長

岡崎 忠 幸 君

事務局出席者

議事
局長

穴田 義 文 君

議事
局長

岡崎 浩 章 君

議事
副局長

前畑 美 香 君

議事
主任

駒井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○議長(松ヶ平哲幸君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(穴田義文君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については、配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 指定している専決処分について市長から送付された報告は次のとおりである。

市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関することについて

市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関することについて

以上報告する

令和2年12月15日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

○議長(松ヶ平哲幸君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は13名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

15番 山居忠彰議員。

○15番(山居忠彰君)(登壇) 令和2年士別市議会第4回定例会に当たり、通告に従い、一般質問を一問一答形式で行いたいと存じます。

まず最初の質問の大きなテーマは、感染者や医療従事者を差別と誹謗中傷から守る思いやり条例(仮称)の制定を初め、新型コロナウイルス感染拡大防止対策についてであります。

今なお猛威を振るう新型コロナウイルス感染症、COVID-19、恐れられていた世界的な大流行、パンデミックの中、私たち地方の小さな自治体や議会にもできることを真剣に考え、感染者やその家族などに対する偏見と自粛強要や差別防止強化策としての条例制定を御提案申し上げますとともに、関連対策についてお尋ねいたすものでございます。

大災害を超越するインパクトの中、収束が見通せず、感染症との戦いが長期化する懸念が出てきており、行政と市民との間での基本理念のコンセンサスは極めて重要であります。世界の感染者が7,200万人、死者が160万人を超え、国内でも感染者が18万人、死者が2,600人となり、北海道も感染者が1万2,000人、死者が330人に迫っています。本市でも初の感染者が複数確認

されるなど、感染拡大の勢いはとどまるところを知りません。お亡くなりになられた方の御冥福と感染された方の一日も早い御回復を心からお祈りいたすところでございます。

ワクチン接種も既にイギリス、カナダ、アメリカなどで始まりましたが、国内は来年の春以降と言われております。この季節、クリスマスや年末年始を控え、第4波が予測され、深刻な事態も危惧されます。

そこで、本市の新型コロナ対策ですが、対策本部会議で状況を把握し、各所で細心の注意を払って対応を進めているのがよくわかります。ただ、国からの地方創生臨時交付金を原資とする経済対策についてはおおむね了とするものの、車の両輪の片方で喫緊の課題となる感染防止対策について幾つかお尋ねいたしたいと存じます。

当然、本市での感染者確認後は緊張が走るとともに対策も強化されたと思いますが、早期発見のための検査体制、感染拡大防止のための支援体制、迅速な患者輸送等万全を期す医療体制、特にこの冬のインフルエンザとの同時流行対策、さらには市民への注意喚起策、もちろん市長の間髪を入れずのメッセージは高く評価できます。

感染者情報公表方法と感染にかかわる差別、偏見などの人権相談窓口の設置についての現況と、北海道庁や他市の保健所情報に頼るだけではない、独自策も含めた今後の対応強化策についてお教えてください。

また、ことしの1月16日に国内初の新型コロナウイルス感染者を確認との発表から11カ月、ウイルスは人に感染するだけでなく、さまざまな形の偏見や差別も生み出しています。専門家は、恐怖心や不安が高まると、ほかの人を攻撃することで自分は安全な側にいるという気持ちになりたい心理が働くと指摘しています。たとえ十分な対策をとっていても感染してしまう可能性は誰にでもあるのです。そんな中、感染し心傷ついた人とその家族や本来敬意と感謝をささげるべきはずの医療従事者などを差別や誹謗中傷から守るため、差別禁止を盛り込んだ条例を制定する自治体が、東京都や愛知県を初め京都府京丹後市、山口県長門市、福島県白河市など全国で30を超える都県や市町村で急激に増えてきてございます。

本市には、士別市安全で安心なまちづくり条例がございしますが、犯罪や消費者被害と交通事故や災害を防ぐとともに、高齢者や障害者と子供たちに優しいまちづくりを目指してございます。最低でも、この条例に感染症対策を加えるか、できれば本市でも新型コロナウイルス感染者やその家族と医療従事者などを差別と誹謗中傷から守る思いやり条例（仮称）を制定すべきではないでしょうか。

行政の発信は危機意識の本気度を市民に感じさせるとともに、住民を代表する議会で守るべき規範として決定できる意義は極めて大きいと存じます。その上で条例にあわせて新型コロナに関する正しい知識の普及啓発、被害者への心のケアなどの支援をすべきだと思いますが、全道市長会の副会長を務められる強い指導力と発信力に定評のある牧野市長の御見解をお伺いいたしたいと存じます。

次に、コロナ禍の中、災害時における避難所での感染防止用具や備品の確保は十分かという

点についてお尋ねいたします。

国が市町村に確保を促しているマスク、消毒液、間仕切り、段ボールベッドの4品目は現時点で必要数を備えているのでしょうか。ただし、想定必要数の算出方法は市町村に委ねられており、本市の算出根拠は何に基づいているのでしょうか。さらに、その他の備蓄品も含めて保管場所は心配ないのでしょうか。加えて、災害時の非常用持ち出し備品の常備率及び水や食品の賞味期限切れの点検や交換はどのようにして行っているのでしょうか、お教えてください。

また、災害発生時に必要な物資を供給してもらったり、人的の支援や応援をお願いできる災害時応援協定を市と民間事業者や他の自治体との間で結んでございます。それらの総件数や締結に至る経緯と項目や実態、または予定している計画の内容について具体的にお示しいただきたいと存じます。

次に、菅首相が看板政策に掲げるデジタル改革の関連で、新システムへの移行や脱判こなど、本市の行政デジタル標準化への方向はどの点についてもお尋ねいたしたいと存じます。

新型コロナウイルスとの戦いはデジタル敗戦と言われてございます。政府や自治体の対応不備が露呈したからであります。その象徴が特別定額給付金で、国と地方のシステムが連携せず手作業を余儀なくされたと聞きます。また、ウェブ会議が実施できなかつたり、保健所からの感染者報告がファクスしかないなど、デジタル化が機能しない事態が続出いたしました。問題は、国も地方も主要な基盤システムをばらばらに調達してきたからであります。

政府は、25年度末までにクラウド技術を活用し、各省庁の共用化や自治体システムの標準仕様を決め、普及を図るとの方針を公表いたしました。しかしながら、新システムへの移行は容易ではありません。デジタル時代にふさわしい業務の簡素化、合理化も求められます。行政の制度を見直し、無駄をそぎ落とさないと標準化はうまくいかないと言われてございます。本市における、より高いレベルに向けた行政デジタル化への方針や展望はどのようなものなのでしょうか、お示してください。

また、日本の判こ文化が今、岐路に立ってございます。コロナ禍のテレワークで障害になったのが書類への押印の制度慣行で、脱判こが急速に進められようとしているからです。これからは判この文化的価値を尊重しつつ、国民の利便性を高める視点も必要となってまいります。

そこで、仮に本市行政の押印見直しが断行されるとしたならば、どの程度までなら廃止可能なのでしょうか。さらに、市に各種料金を納める際のキャッシュレス化もどこまで進んだのでしょうか。加えて、来年夏の東京オリンピック・パラリンピックで、海外選手をもてなすホストタウンの対応が難しくなりましたが、どう工夫しようとしているのでしょうか。

そして、ことしは公的統計の中核となる国勢調査がコロナ禍の中、開始以来100年の節目を迎えました。プライバシー意識の高まりや単身世帯の増加などにより、回収できない調査票が近年急増し、統計の精度が揺らいでいると言われてございます。精度が下がれば、当然のことながら国や地域の課題解決も困難になってまいります。本市の実態をどのように把握なされておられるのでしょうか。

以上、これらの大事な点についてお伺いいたし、最初の大きなテーマ、新型コロナ対策関連の質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 山居議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から条例制定について答弁申し上げ、検査体制、医療体制については健康福祉部長から、災害時における備品についてと行政デジタル標準化については副市長から答弁申し上げます。

初めに、感染にかかわる差別や偏見などの人権相談窓口についてです。

相談窓口については、北海道が新型コロナウイルス人権相談窓口を開設し、電話やメールなどの相談に応じており、道や市のホームページを初め、道が全道の小・中学校、高校にポスターを配布し、周知しています。

また、市の保健センターでは、こころの相談窓口を設置し、新型コロナを含めたさまざまな相談対応を行っており、市のホームページや広報誌で周知しています。

市としての今後の強化策についてですが、新型コロナウイルス感染症については未知のウイルスであり、感染者の状況や感染防止策など市が独自に把握や判断することが困難なため、国や道からの情報に頼らざるを得ない状況にあり、これまでもこれらの情報をもとに公共施設の利用制限など市対策本部で協議、決定してきたところです。したがって、今後も国からの情報を注視するとともに、道との連携のもと対応してまいります。

次に、思いやり条例（仮称）の制定についてです。

新型コロナウイルスは誰にでも起こり得る感染症にもかかわらず、残念ながら感染者などに対する差別や偏見など、人権にかかわるような誹謗中傷事案などの報道を目にします。

本市の相談窓口では、現在のところそのような相談はありませんが、先般市民に対し、このような行動をとることのないよう呼びかけたところです。

御提言の条例については、道外の県や自治体などにおいてさまざまな条例が制定されていることは承知していますが、本市では士別市安全で安心なまちづくり条例や福祉のまちづくり条例の条文に人権への配慮について明記しているところです。御提言の感染症対策を条例に加えることについては検討してまいります。

差別や誹謗中傷は新型コロナに限ったものではありませんが、今はまさにコロナに関する心ない行動が懸念される状況であることを考慮し、これら条例のもと山居議員の御提言の趣旨を踏まえた宣言を発令し、感染症に対する正しい知識の普及啓発と、こころの相談窓口の周知に努めてまいります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、検査体制、医療体制などについてお答えします。

初めに、早期発見のための検査体制についてです。

検査の体制整備については、基本的には全て北海道が行っており、発熱患者等の受診の流れは示されていますが、電話で相談対応ができる医療機関や診療、検査ができる医療機関についての情報は、医療機関での混乱等を避けるため公開されていません。発熱患者等の検査までの流れは、まずかかりつけ医に相談し、かかりつけ医がいない場合には道が委託した健康相談センターに相談し、PCR等の検査が必要と判断された場合は検査が可能な病院を紹介されます。その後、紹介された病院に電話連絡した後に受診をし、医師の判断に基づきPCR等の検査が行われます。

これまでの行政検査としてのPCR検査等は感染が疑われる方や濃厚接触者を中心に行われていましたが、現在は感染が拡大していることから濃厚接触者の取り扱いを広げて検査をしていると伺っています。

感染拡大防止のための支援体制については、これまで地方創生臨時交付金を活用し、マスクや消毒薬の衛生用品の確保、医療関係資器材や施設設備の改修などを行ってきており、今後も国補正予算などの動向を注視しながら対応してまいりたいと考えています。

インフルエンザとの同時流行期を迎えての対策については、医療現場の混乱を回避し、重症化しやすい対象者へのインフルエンザ予防接種の接種促進のため、当初予算の対象者と助成額を拡大し、例年約6,000人が接種しているところ、11月末現在で今後予約されている方を含め約8,000の方が接種をされる予定となっています。

搬送体制については、新型コロナウイルス感染症は指定感染症として定められているため、入院に関する移送は原則都道府県が実施することになっており、病院と保健所との連携のもと、速やかに実施されていると伺っています。

医療体制については、市立病院では北海道で感染患者が発生した2月下旬以降、病棟への面会制限、発熱やせき症状のある患者の受付前の動線の振り分け、検温、消毒の徹底といった感染防止対策に取り組みながら、受入協力医療機関として疑い患者4室4床を確保し、さらに地域全体への蔓延期に及んだ場合は感染患者を受け入れるほか、緊急包括支援交付金を活用しつつ、PCR検査機器、簡易陰圧装置等の導入、プレハブ診察室の設置等を行い、今後のインフルエンザ流行期への対応を行っています。

市民への注意喚起については、日々情報が更新される状況から、ホームページやさほっちメール、報道機関等を通じて随時行っています。

感染者の発生状況は、北海道が御本人の意向に基づき公表することになっています。ただし、市の施設の関係者等に感染が発生した場合には、地域とのつながりや影響を考慮し、御本人の御理解のもと、特別な措置として市が公表し、市民への注意喚起を図ってまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、避難所での感染防止用具や備品の確保、新システムへの移行や脱判こ等、本市の行政デジタル標準化への方向についてお答えいたします。

まず、災害時における避難所での感染防止用具や備品の確保についてですが、国が市に備蓄状況調査を行っている4品目について、現時点で、マスクは目標数1万8,000枚に対し5,000枚、消毒液は目標数100個に対し20個を備蓄しており、今年度末までにそれぞれ目標数の整備を完了する予定です。また、間仕切りの目標数1,200枚、段ボールベッドの目標数50個については既に整備を完了しております。

想定必要数の算出の考え方については、マスクは避難者4,500人に対し1人4枚と想定し、消毒液は水害時の指定避難所20カ所の受付用及び避難所内のトイレに各1個ずつ、手洗い場に1つという想定で必要数を算出しております。

間仕切りは、段ボールベッドに座っても飛沫が飛散しにくいよう、145センチの背の高いもので、個人の仕切り及び通路用として水害時の指定避難所に60枚を必要数として想定しております。また、段ボールベッドは避難行動要支援者数を確保すべきと考えていますが、全てを市で備蓄しておくことは現状では困難であるため、約20%の50個を確保し、不足分は北海道や自治体間での連携により速やかに要請し、確保する予定であります。

その他、タオルや救急箱、防災ラジオ等は一部避難所に配置し、多くを一括で保管している状況です。

また、整備をしている備蓄品について、目標数を保管するスペースは防災ステーションなどに確保しているとともに、保管場所は水害等の被災リスクの低い場所を選定しております。

これら備品の備蓄計画における現在の備蓄率は、生活用品18品目のうちタオルやトイレットペーパーなど13品目は100%ですが、紙おむつなど衛生用品5品目は約75%となっており、また、発電機や投光器などの資機材14品目については、フロアマットが約76%で、これ以外の13品目は100%であり、来年度には全ての品目を100%にする計画です。

さらに、水や非常食については、定期的に点検を実施しているとともに、賞味期限が近くなったものについては防災訓練や市のイベント等で配布し活用するほか、賞味期限切れで減ることを想定して、災害時備蓄計画に基づき計画的な在庫管理に努めております。

次に、災害時応援協定についてですが、現在27の民間事業所及び自治体等と締結しております。

締結に至る経緯といたしましては主に2つあり、1つには、市から事業所等に要望をするものです。防災計画やハザードマップの見直しに伴って浸水想定区域が増えたため、排水ポンプなどを保有する事業者と協定を締結したり、避難所に必要な資機材を供給するため、食料品、生活用品及び燃料等の提供、発電機やレンタルトイレなどの資機材を借り受ける協定を締結しております。また、災害時における要配慮者などの緊急輸送や物資輸送のため、輸送業務事業所と避難所生活において特別な配慮を必要とする避難者を受け入れるため、福祉避難所として市内各福祉施設管理者等と協定を締結しているところです。

2つ目には、事業所側から申し出をいただくことで、昨今の甚大化する災害に対し、自治体と協定を結び、減災対策に協力したいという趣旨により締結したものです。その中には、災害

時の情報発信や平常時においても高齢者の見守りや市計画、スポーツ振興などの取り組みを含んだ包括的な連携協定を締結している事例もあるところです。今後も発電機や排水ポンプを保有している事業所と協定を進めていくほか、申し出を受けた非常食や燃料等を供給する事業所ともそれぞれ協定を進めてまいります。

次に、本市の行政デジタル標準化への対応についてです。

国は、昨年8月に自治体システム等標準化検討会を設置し、地方自治体における業務プロセス及び情報システムの取り組みについての検討を開始し、住民基本台帳事務や税務事務にかかわるシステムの標準仕様について検討がなされ、今後、福祉や介護、選挙関係など行政手続に関する全てのシステムの標準化に向けて作業を進めることとしております。

地方自治体に対しては、国が財政面を含めて主導的な支援を行う中で、令和7年度までに各システムの移行作業を終了する目標が掲げられております。その中で、北海道については平成24年度に北海道モデル標準を策定し、本市を含めた道内自治体との連携により行政システムの標準化事業について先進的に検討されてきた経過があり、本市では既に北海道モデル標準を導入している現状です。

今後、国が示す全国的な標準化に向けては、事務事業の仕組みや手法、様式の相違などさまざまな課題が想定されるところであります。本市のシステム保守業者が自治体システム等標準化検討会にオブザーバーとして参加しておりますことから、検討状況について速やかに情報提供を受けており、引き続き情報収集に努め、対応してまいります。

また、脱判こについては、本年7月に総務省から地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知があり、国の法令に基づく地方公共団体が実施する手続について、国の規制改革推進会議で示された対応方針にのっとり、今後、各府省からガイドライン等を発出するとされたところです。

現段階では、基本的に行政手続の認め印は全て廃止する方針とのことであり、本市としても、各部署においての影響などについて精査するよう指示をいたしているところでもあります。

今後においては、国の動向を注視していくとともに、来年の通常国会で関係法令の改正を目指すとの報道もあり、速やかな対応が図れるよう、準備作業を進めてまいります。

次に、キャッシュレス化の推進につきましては、本年5月から市税の電子マネー納付を開始したほか、住民票や税証明などの窓口手数料の支払いにも対応し、11月からは取り扱い窓口を本庁舎に加えて支所、出張所、図書館に拡大をしているところです。

次に、ホストタウンの対応についてです。

来年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた新型コロナウイルス対策については、現在、国、大会組織委員会、東京都により構成される東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議において議論が進められており、先日、中間整理が公表されたところです。また、本年11月には、この調整会議での議論を踏まえ、ホストタウンを所管する内閣官房からホストタウン等における選手等受け入れマニュアル作成

の手引きが発出され、各ホストタウンごとに事前合宿の受け入れ等に際しての感染防止対策を示したマニュアルの作成が求められました。

今般のコロナ禍により、当初想定していたような受け入れは難しくなりましたが、今後は、国から示される感染防止対策等を踏まえ、こうした状況の中でも実施可能な受け入れの方策について検討を進め、本市での事前合宿の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、国勢調査における本市の実態についてです。

調査実施に当たっては、国の方針に基づき、コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、原則として回答方法はインターネットまたは郵送での非接触型による提出とした結果、全体の7割を超える方からこの方法による回答をいただきました。また、面会が難しい世帯については、調査員や指導員が大家や近隣から聞き取りにより対応をいたしました。現在は、提出された調査票の内容を確認し、世帯数や人口などの集計作業を行っているところであり、必要とされる精度を保つことができたものと認識をしているところであります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君）（登壇） 2番目の質問の大きなテーマは、農業増産目標とRCEP、東アジア地域包括的経済連携、日英貿易協定の影響や農家交付金の混乱などについてであります。

まず、道が農業増産目標を打ち出したが、本市の農業・農村活性化計画との整合性や目標をどう具現化するかとの点についてお尋ねいたしたいと存じます。

北海道が2030年に農業産出額を18年比8%増の1兆3,600億円に引き上げるとの目標を示しました。第6期農業・農村振興推進計画の素案に盛り込まれたもので、来年3月に決定する予定であります。

食料基地としての役割強化を打ち出したもので、前向きな展望を示したことは大いに評価したいと思います。ただ、士別市農業・農村活性化第3次計画、2018年から21年度も国の食料・農業・農村基本計画や道の農業・農村振興推進計画に当然のことながら準拠して策定されてございます。まだ時間的余裕があるとはいえ、急速に進む過疎化、高齢化、担い手不足の中、本市の第4次計画にどう影響してくるのでしょうか。また、国や道との整合性をどのように図って地域目標を具現化していくべきでありましょうか、お聞かせください。

また、増産達成には基盤整備や人材確保に向けた明確で具体的な道筋を描くことが欠かせません。しかし、新型コロナ禍で雇用構造や市場動向も変わり始めました。農業関係者の対応だけではハードルが高く、限界がございます。集約化やIT化はもちろんのこと、外国人実習生だけではない地域での人材の流動化を促す工夫が求められることでありましょう。2030年の本市の農家戸数や作付面積、必要な新規就農者数ほどの程度必要不可欠なのでしょうか。さらに、より効果的な設備投資、物流の強靱化など増産に向けた課題解決で、農業未来都市士別市を切り開くためには、今何をしなければいけないのでしょうか、お示してください。

次に、RCEP15カ国署名や日英貿易協定など農産物の市場開放が急激に進むが、本市農業

への打撃は回避されるのかという点についてお伺いいたしたいと存じます。

日本や中国、韓国、東南アジア諸国連合、ASEANなどが進めてきた地域的な包括的経済連携、RCEP交渉がインドを除く15カ国で合意いたしました。インドの離脱で均衡を失うとともに、参加国の中で最大の経済規模を持つ中国の影響力が高まるのは必至の情勢であります。

そこで質問です。政府は、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要5品目は関税維持をするので道内農業への打撃は回避されたと言及しましたが、本当にそうでありましょうか。参加国には農業国が多く、中国からの加工野菜攻勢を初め、今後の需給への影響は楽観できないと思います。

交渉は秘密主義で、農業への影響など国内議論は置き去りのままであります。加えて、日本と英国が署名した経済連携協定、EPAもまたしかりでございます。農産品は日欧EPAの水準を超える市場開放はしないから影響はないと明言したのです。だが、日欧EPAが発行した昨年は欧州からの豚肉やチーズなどの輸入が急増いたしました。前後して環太平洋連携協定、TPPと日米貿易協定も発効し、日本農業はかつてない自由化の波に直面しているのでございます。

そこでさらなる質問です。自動車など工業製品の輸出増と引きかえに農業に犠牲を強いる協定のあり方や、秘密主義、生産現場軽視、発効前に示す影響額の過少試算、既存対策の効果の精査未実施、必要な対策の曖昧さ、経過検証の不徹底などについて市の御見解をお示しく下さい。あわせて、RCEPや日英貿易協定の本市に与える影響見込みや試算についても市の見直しをお教えください。

また、攻めの農業を旗印にTPPなどの大型連携協定を次々に結んだ安倍政権を踏襲した菅義偉首相は、農産物の輸出拡大を掲げると同時に、さらなる市場開放にも意欲を見せてございます。しかし、多くの生産現場は農家人口の減少と高齢化で疲弊しているのが実態であり、規制緩和で企業の新規参入を進め、高値で農水産物の輸出を拡大するという政府の成長戦略は、くしくも新型コロナ禍による世界的な需要減退とも相まって事実上頓挫しているのが現実の姿と言えます。

攻めの農業はまた、農協改革や米の生産調整、減反廃止、生乳の流通改革にも着手しました。政府の規制改革推進会議や未来投資会議などの提言をもとに、自民党農林族議員や農業団体の反対を押し切って進める手法は官邸主導農政と呼ばれました。

北海道内では、酪農家の機械など設備投資を支援する畜産クラスター事業を優先し、多くの酪農家が借金を増やしてしまいました。この間、日本の食料自給率は38%前後で低迷したままです。輸出額も当初掲げた19年に1兆円の目標を達成できず、攻めの農業の成果は乏しいと言わざるを得ません。

そこで質問です。1次産業政策は、一辺倒とも言える過度な競争で現場の農家同士が潰し合う構図のままでいいのでしょうか。輸出増より安定的な国内供給が先なのではないのでしょうか。見せかけのスローガンではなく、基盤整備や担い手育成など地道な課題に正面から取り組むこ

とこそ必要なのではないでしょうか。これらの点についても市の御見解をお伺いしたいと存じます。

次に、高収益作物次期作支援交付金をめぐって市内農家の混乱は解消したのかという点についてお尋ねしたいと存じます。

新型コロナウイルス感染拡大で困窮する農家向けに5月に創設した交付金制度をめぐり、農林水産省の方針が二転三転いたしました。農家からの申請数が予想を大幅に超え、10月中旬になって支給要件を厳格化したところ、批判が殺到したのです。10月末に急遽設けた救済措置にも不公平との声が上がリ、早期支援を目指して見切り発車したツケが回った格好になりました。

この制度は、高収益作物次期作支援交付金で、コロナの影響で野菜や果樹、花といった作物の売り上げが減少した農家らに対し作物や面積に応じて一定額の交付金を支払う内容でありました。これに対し、交付金が減ったりゼロになった農家が、はしごを外されたと猛反発して大混乱となったのであります。一転して新たな救済策を出したものの、火種は依然くすぶったままであります。決着案が交付金を見込んで農機具など先行投資した農家だけを対象としたからであります。

北ひびき農協が管轄する土別、和寒、剣淵の1市2町の農家では計142件で約6億円に上る交付金を申請したと聞いてございます。とりわけ本市の農家における混乱は解消または鎮静化したのでしょうか。

また、農林水産省がこのほど発表した2020年の農林業センサスによると、道内で農業を主な仕事とする基幹的農業従事者2月1日現在は5年前の前回調査に比べて17.8%減の7万123人とのことであります。全道的に後継者不足が深刻化し、高齢で農業をやめる人が増えていることが影響しているのだと思います。

基幹的農業従事者のうち65歳以上が占める割合は5.0ポイント高い40.6%と高齢化が一層進んだようです。一方で、1経営体当たりの耕地面積は4.1ヘクタール増の30.6ヘクタールと規模拡大の傾向が目立ちました。個人経営は17%減の3万493経営体、法人が13.4%増の4,055経営体となり、法人化が進んだのが目を引きます。

そこで、これらの数値を本市だけに当てはめてみるとどうなるのでしょうか。また、大事なポイントですが、地域の中で担い手とされる人への集約を進める農地バンクの活用はどれだけなされているのでしょうか。

そしてもう1点、ことしの新米の相対取引価格が6年ぶりに下落してございます。作柄が良好で収穫量が前年を上回っている上に、消費税増税の影響で前年の在庫が積み上がっているところに新型コロナウイルス感染拡大も重なり、需要が急減しているからであります。畑作物の中でも特に小豆の価格下落で農家が悲鳴を上げてございます。生産者は、価格下落が続くと経営に響きかねないとして懸念していますが、国や道の対策の動きが新型コロナに隠れてさっぱり見えてきません。わかっている範囲で結構ですので、今後の見通しや対策の動向をお教えてください。

以上お尋ね申し上げ、農業に関連するテーマの質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、第4次農業・農村活性化計画の策定における国・道との整合性や地域目標の具現化についてです。

本市の農業は、稲作、畑作、野菜、酪農、畜産とあらゆる分野で営農活動が展開されており、我が国の食料供給基地としての役割を担いながら、良質な農畜産物を安定的に供給し、食料自給率の向上に努めています。

市はその役割を果たすため、士別市農業・農村活性化条例において、地域的な土壌や気象などの特性を最大限に生かし、安全で良質な農産物の安定供給を図り、収益性の高い農業を継続的に発展させ、活力あふれる豊かで住みよい農村を市民総意のもと将来に引き継いでいくとしています。

第3次計画では、国が定める食料・農業・農村基本計画と北海道農業・農村振興推進計画を踏まえ、本市農業の課題解決に向け、基本目標を足腰の強い農業・農村を目指すものとして、本条例の基本方針に沿って、土づくり、人づくり、収量アップ、農村づくりを4つの柱に捉えて、農業者や関係機関と連携を図りながら事業の推進を図ってきたところです。

2022年から始まる第4次計画の策定に当たっては、今月から始まった農業者や関係機関との地区別意見交換会において、人・農地プランや農業研修者の受け入れ、現計画の取り組み状況などについて意見交換を行っているところであり、現在、道が作成中の第6期北海道農業・農村振興推進計画における地域農業・農村の目指す姿と主な取り組みの方向を視野に入れ、地域事情を踏まえた計画策定に努めてまいります。

また、増産達成における2030年の本市の農家戸数や作付面積、必要な新規就農者数についてですが、先ほど申し上げました道が作成中の第6期北海道農業・農村振興推進計画の素案をもとに本市に置きかえた場合、作付面積はおおむね横ばいですが、農家戸数は約400戸と推計され、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる毎年5人程度の新規就農者数を確保できた場合には道の計画と同様の数値目標となる見込みです。

このことから、農畜産物の安定生産、経営の効率化、担い手の育成、ICTの活用など時代の変化に即応した持続可能な生産体制の確立に向けて、国・道の補助事業を活用した施設整備や農業機械導入、担い手対策及び本市独自の農業政策を含め、農業未来都市の実現に向けて努めてまいります。

次に、RCEPや日英経済連携協定などの本市への影響についてです。

本年11月15日に署名されたRCEPは、重要5品目が関税削減、撤廃から全て除外されたほか、農林水産品の関税撤廃についてもほかの経済連携協定より大幅に低い水準となっており、来年1月1日に発効を予定している日英EPAについても、国は欧州連合、EUとの経済連携協定の内容を踏襲することを理由に、いずれの協定が発効された場合も、既存の協定水準を超

える影響はないとの政府見解を示しているところです。

しかしながら、T P Pや日米貿易協定を含む各協定は、長期的には食の安全性や農作物の安定生産、農業所得等さまざまな影響が懸念されることから、今後も輸入動向等を注視していくとともに、機会を捉えて本市農業の持続的な発展を図るための取り組みについて国・道へ求めてまいります。

また、安定的な国内供給を進め、基盤整備や担い手の育成に取り組むべきではとの御指摘でございますが、これまでも本市は国と道と連携し、農業基盤整備を進める中で、暗渠排水の更新や除れき、農道補修等、生産基盤の充実を図るとともに、農業者の共同取り組みとして、中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用いただきながら、取り組みを進めてきたところです。

今後においても、農業者の方々に御意見を伺いながら、国と道と連携を図り、有効な農地整備の推進に努めてまいります。

次に、高収益作物次期作支援交付金についてです。

本交付金は、野菜、花卉、果樹等の次期作に対して前向きに取り組む生産者を支援することを目的として、国は第1次補正予算で242億円を措置し、市とJ A北ひびきが事務局を担う士別市農業再生協議会が実施主体となり、7月末に49件、1億8,796万8,000円を申請いたしました。

しかしながら、農水省は、当初予算を大幅に上回る申請があったため、必ずしも新型コロナウイルス感染症の影響を受けているとは言いがたいとの理由から、10月12日に突如、減収を要件とする運用の見直しを一方向的に公表したため、全国的に感染症の拡大による不安が広がる中で、既に次期作に向けて生産性向上などにつながる資材の購入や発注、機械、施設の整備といった前向きな投資を行った農業者にとっては、要件に即して申請したにもかかわらず、さらに経済的な損失のおそれが生じるなど、大きな混乱を招く事態となったものです。

そこで、市はJ A北ひびきを初め、和寒町、剣淵町の各農業再生協議会と連携し、国に対して当初の要件どおり交付するよう求める要請書を10月21日に提出するとともに、申請者に対して早急に説明を行うよう要請し、北海道農政事務所による説明会を開催いたしました。また、各関係機関とも連携し、多方面から農業者に不利益が生じないよう要請を行ってまいりました。

このような中で、国は全国的な批判の高まりを受けて、安定的な農業経営に影響が生じ、取り組みの継続に支障を来すことがないよう、交付予定額が減額または交付されなくなった農業者に対して、機械、施設等の整備や資材等の購入、発注を行っている場合は、当初要件での交付予定額、または既に購入している額のいずれか低い方の額を交付するなどの追加措置を設けたことから、年内の申請に向けて事務を進めているところです。

今後、農水省は第3次補正において追加措置分の予算要求を行うことから、その動向を注視していくとともに、今後も感染症対策に伴う補助金、交付金等が示された場合には、迅速な周知と丁寧な説明に努めてまいります。

次に、2020年農林業センサスについてですが、令和2年11月27日に公表された概数値に係る本市の前回調査を踏まえた結果については、基幹的農業従事者は16.6%減の982人、65歳以上の占める割合は9.1ポイント高い42.9%と1経営体当たりの耕地面積は6.0ヘクタール増の29.7ヘクタール、個人経営体は18.7%減の461経営体、法人化している経営体は9.5%増の46経営体となっており、基幹的農業従事者の減少や65歳以上の従事者の増加、1経営体当たりの耕地面積の拡大、法人化している経営体が増加するなど、全道の結果と同様に農業従事者の高齢化や農業経営の法人化、大規模化が進んでいるという結果となっております。

また、農地バンクの活用については、平成26年に公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理機構として指定を受け、離農や規模縮小による農地の出し手から農業経営の規模拡大を志向する担い手に農地集積、集約化を促進する制度であり、本市での活用実績は3件となっており、担い手への農地集積のほとんどがあっせんによるものとなっております。

次に、米や小豆等の今後の見通しと対策ですが、国はG o T o E a t キャンペーン事業を軸に生産者に対する支援を行っており、本市においても臨時交付金を活用し、まるごと土別収穫祭の開催経費を補助するなど、地産地消と消費拡大に努めてまいりましたが、感染症の影響に伴うインバウンドや中食、外食等の落ち込みにより需要の減少は続いているものの、現在のところ新たな対策は示されておられません。また、作物に対する交付金等についても、先ほど申し上げました高収益作物次期作支援交付金以外に措置されていないことから、今後も国の動向を注視してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 山居議員。

○15番（山居忠彰君）（登壇） 最後の質問の大きなテーマは、市内公共交通網における深刻危機のJR存続問題と過疎化の中でのバス路線の維持や停留所・待合室などの現状と課題についてであります。

まず、JRの著しい乗客減から減便や路線廃止が続くが、宗谷線の土別駅や市内無人駅の存廃にかかわる論議や上下分離論はどうなったかという点についてお尋ねいたしたいと存じます。

JR北海道が来春のダイヤ改正で特急列車や普通列車などについて減便や編成車両数を減らす方針を発表いたしました。新型コロナ禍による旅客激減で2021年3月期の売上高が前期に比べ400億円も減少し、半減する見通しになったからであります。厳しい経営環境を考えればやむを得ない側面もございます。だが、利用客への影響も大きいと言えます。宗谷線でも特急サロベツが定期4本のうち2本を臨時化し、年30日程度は運休すると言われてございます。一方、自然災害で不通となった日高線鷗川・様似間の廃線が決まり、調印を終えたばかりであります。北勝線と札沼線は既に廃止されており、留萌線と根室線も廃止の方針が決定しています。JRは鉄道存続には地元負担を求め、負担できない場合は廃止、バス転換という従来方針を最後まで崩しませんでした。しかし、これでは一層のJR離れを招き、悪循環のスパイラルに陥るば

かりであります。鉄道は北海道開拓の象徴であり、地域全体の財産であることは今さらながら論をまちません。次の世代にどう残していくのか、根本的に考える時期が来ていると思います。沿線自治体でつくる宗谷本線活性化推進協議会での議論や方針はどうなっているのか、お聞かせください。

また、JRが単独維持は困難として地元支援を前提に存続方針とした宗谷線沿線にある自治体として、士別駅舎を含めた駅前広場や周辺の再開発と環境整備及び市内無人駅の存廃論議や上下分離論など、コロナ禍で交渉も停滞していると思いますが、先行きは見通せているのでしょうか。

さらに、道の駅まちなか交流プラザ、羊のまち 侍・しべつの来年春の完成により、JR旅客の流れに変化が生まれるのでしょうか。いずれにしても将来の士別駅の利便性向上と利用客増を図るために今しなければならぬことについてのお考えをお聞かせください。

次に、市内を走る士別軌道や道北バスの路線数とバス停留所の現状はという点についてお尋ねいたしたいと存じます。

公共交通はJRに限らず、市内を走るバス会社である士別軌道や道北バスにおいてもコロナ禍による市民の外出自粛の影響などにより、運賃収入の減少が続いてございます。士別軌道は路線バス事業の収支改善のため、ことし4月と11月から大幅な減便を断行しています。新型コロナの収束が見通せない中、貸し切りバス収入も落ち込んでおり、同社としてはやむを得ない判断だと表明されております。今後のバス事業のあり方については市と協議中と聞きますが、さらなる減便や系統路線廃止に加え、運賃値上げなどもあるのでしょうか。

また、現状把握をする上で、市内の全てのバス路線の数と路線ごとのバス停、ターミナル、待合所、停留所、標識、標柱などの数は種類別にどれほどあるのでしょうか。

また、市内のバス停の設置状況についてであります。事業者に標識、標柱設置の義務はあるものの、待合所、待合室、待合小屋の設置義務はないとお聞きしています。広告目的の業者や市民の要望に沿った行政、そして地域住民の善意による設置が考えられますが、どのような分類になっているのでしょうか。

そして、大事なことですが、維持管理の責任の所在はどこにあるのでしょうか。

さらに、将来的に路線の統廃合に合わせた再利用などもあるのでしょうか。

加えて、市内の保育園や小・中学校、高等学校などに隣接してバス停が設置されているのでしょうか。例えば上士別町には旧小学校付近に子供たちが雨、風や雪をしのげるバス停留所がありました。小・中学校が統合した現在の新校舎付近にはバス停留所がありません。新たに設置は可能なのでしょうか。

最後に、今後のバス停のあり方や課題はという点についてお尋ねいたしたいと存じます。

バス停が横断歩道のそばにあると重大な事故が起きるリスクが高くなります。国土交通省が全国に約40万あるバス停について事故の危険性を調査した結果、警告を発した約2,000カ所以外にも危険なバス停が相当数あると判明したそうであります。しかし、バス停などの移設には

事業者や警察、道路を管理する自治体の間で調整が必要となります。

そこでお尋ねいたします。市内に危険なバス停はございませんか。さらに、常日ごろから市民の声やドライバーや歩行者の通報に耳を傾けているのでしょうか。人の往来や交通量は路線や時間帯で異なります。暮らしを支えるバスの安全・安心をどう確保するのか、まさに地域全体で考えることが大切であります、これらのことについて市の見解をお伺いいたしたいと存じます。

また、統廃合や負担増といった悪い面ばかりではありません。未来に向けて明るい話題も出てきてございます。1つの例が、バスの走行位置をスマホで確認できるバスロケーションシステム、バスロケを道南バス室蘭が導入計画をしており、室蘭、苫小牧、登別、伊達の胆振管内4市が導入費用の全額を支援するというニュースであります。アフターコロナも見据え、利便性向上と利用増を図っていくそうでありますから、全道各地への普及が期待できます。

ところで、道内では7空港が既に民営化され、2030年度には北海道新幹線の札幌延伸が予定されてございます。一方で過疎化が進み、バスの運転手やJRの路線維持が難しくなっているのが現状であります。地域の交通環境が大きく変わる中、スマホで交通手段の検索や決済を一括して行えるMa a Sの普及に向けた研究会が北海道でも立ち上がりました。Ma a SとはM o b i l i t y a s a S e r v i c eの略で、情報通信技術を活用して交通をクラウド化し、公共交通などを一つのサービスと捉え、切れ目のない新たな移動の概念を指してございます。ゆえに、今後は官民挙げて地域の公共交通を守るために創意工夫を凝らす必要があるのだと思いますが、いかようにお考えでしょうか。

私たちのふるさと士別市には、会社創立100年の輝かしい歴史を誇る士別軌道が現在も脈々と奮闘をなされておられます。過疎化、高齢化、人口減少に加えコロナ禍が続く苦難の中ではありますが、何としても公共交通としてのバスを存続させるという意気込みと、そのために情熱を注いできた市の計画や考え方を最後にお伺いいたし、私の質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、宗谷本線活性化推進協議会での議論や方針についてです。

JR北海道は平成28年にJR単独では維持することが困難な線区を発表以来、長期経営ビジョン未来2031を策定し、北海道新幹線の札幌開業やホテル事業の拡大を初め運賃改定などにより経営基盤を強化し、令和13年度の黒字化を目指しています。

また、沿線自治体と連携して宗谷本線アクションプランに取り組み、利用促進などを進めており、現在、令和3年度からの第2期アクションプランを策定中ですが、JRと路線バスの乗り継ぎ調整や、より利用しやすいダイヤの構築などを目指した検討を進めているところです。

ことし7月には、協議会の市町村長会議が開催され、北海道やJRからの情報提供のもと、意見交換を行ったところです。JRからは新型コロナウイルス感染症による減収見込みや経費の削減策、沿線での利用促進の取り組みなどが報告されたところであり、感染症の収束が見え

ない状況においてさらに厳しい経営状態が続くことから、沿線で可能な利用促進などを進めていくことを確認したところです。

また、道からは持続的な鉄道網の確立とJRの経営自立に向けて本年7月に北海道や道議会、市長会などが国土交通大臣へ要請した国の支援継続に向けた法案への提言について、国が中心的な役割を果たすよう継続した要請が必要との報告があり、引き続き、オール北海道での取り組みを確認したところです。

次に、士別駅舎などの今後についてです。

士別駅舎を含めた駅前広場の環境整備については、JRの経営問題を踏まえ、さらに検討が必要と考えています。

無人駅の廃止については、JRの利用促進や経費節減などの取り組みの一つとして、宗谷線の3人以下の利用の少ない29駅のうち、来年の春のダイヤ改正に合わせて本市の下士別駅を含む12駅が廃止することが決まっています。今後は、自治会と協議する中でお別れセレモニーの実施について検討したいと存じます。

JRは単独では維持することが困難な線区を発表した際に、上下分離方式についても検討項目の一つに掲げ、経費の節減を目指しましたが、これまで具体的な議論は深まっていないのが現状です。現在においては、JRを支援するための法改正が行われていないことやウィズコロナにおいて利用者の動向が見通せないことなどから厳しい状況が続くものと考えており、抜本的な経営改善につながる再生の道筋は見えていない状況にあります。

JRの事業範囲の見直しは、JRの経営問題にとどまらず本道の1次産業や観光振興、さらには貨物輸送など全体のあり方にかかわる問題です。今後、経営自立に向けてJRの自助努力、国の抜本的な支援が前提ではありますが、経済界も含めオール北海道で鉄道を支えていくという機運と仕組みづくりが重要であると存じます。

次に、市内を走る士別軌道や道北バスの路線数とバス停留所の現状についてです。

初めに、減便の状況は朝日線と市内循環線で、土、日、祝日の朝と正午前後の時間帯を減便しています。今後の減便や路線廃止、運賃値上げは、新型コロナウイルス感染症の影響や利用状況等を踏まえ、国や北海道、市民、各種団体で構成する士別市地域公共交通活性化協議会で協議をいたします。路線数は士別軌道が17路線、道北バスは2路線で、バス停は士別軌道と道北バス合わせて301カ所です。待合所は市の所有物が20カ所、自治会などの所有物は把握している範囲では4カ所で、所有者の責任において維持管理を行っています。市所有の待合所の維持管理は、バス事業者や地先の方をお願いしていますが、大きな破損等があり利用者に影響を与える場合などは市が対応しています。待合所の統廃合には、待合所は建造物であるため容易に移動ができないことや新たな設置場所の面積、歩行者の妨げにならないかなどの調査も必要で、今後の運用形態の見直しを見据えた検討課題として調査を進めます。

保育園や学校に隣接しているバス停は、翔雲高校前と温根別支所前、糸魚小学校、朝日中学校前、また上士別出張所前の5カ所が校門に比較的近い場所で乗降が可能です。新たな待合所

の設置には先ほど御答弁申し上げましたような課題があり、お話にありました旧上士別小学校付近の待合所は、上士別医院前への移設を検討しましたが、移設予定場所の面積が狭く、駐車場や歩行者の妨げになることが想定され、移設は難しいと判断したところです。多寄地区では地域の方が手づくりの待合所を設置した事例もあり、新たな設置場所については他用途での使用も視野に入れ、地域の方々との協議を踏まえた中でそのあり方の検討を進めます。

次に、今後のバス停や課題についてです。

初めに、危険なバス停の有無は北海道運輸局が調査しており、現状では市内において危険なバス停はないとの報告を受けています。市民やドライバーからの通報への対応は、バス事業者と連携し情報共有を図っており、市民から意見や提言があった場合はその内容を精査し対応しています。

士別軌道は公益社団法人日本バス協会が定める貸切バス事業者安全性評価認定制度で高い水準を満たしているとの評価を受けています。この制度は貸し切りバスを運行する際、利用者の安全性の確保が適切に行われているかなど、安全性に対する取り組み内容や事故などの状況を書類審査と訪問審査で評価するものであり、今後とも安全・安心な運行を基本に、市民の大切な交通手段としての使命を果たしていただけるものと存じます。このように事業者も利用者の安全には最善を尽くしてるところであり、市もそのことは高く評価するとともに、双方連携のもと、安全・安心なバス運行に取り組んでいます。

次に、Ma a Sの取り組みについては、本市においても検討組織の立ち上げを準備しているところであり、次世代モビリティ推進会議として北海道大学大学院工学研究院、岸邦宏准教授を有識者としてお招きし、これまでも先進的な交通施策などの助言・提言をいただいているモネテクノロジー株式会社、国や北海道の交通担当者、さらには地元の公共交通事業者などで構成し、地域交通資源の効率的な活用に向けた調査・研究を行い、将来の交通体系のあり方の指針等を定めてまいります。

公共交通は市民生活に欠かすことのできない重要な交通手段であり、高齢化や人口減少が進行する中で、効率性と利便性のバランス等を考慮し、地域の実情に適した効果的な交通システムの構築が求められます。市は会議での助言・提言を踏まえた指針等に基づき、限られた財源の中で将来を見据えた公共交通の維持・確保に向けた取り組みや持続性のある公共交通網の構築に向け実証試験運行なども実施する中で、まちなか交流プラザの交通結節機能との連携なども含めた暮らしやすいまちづくりの検討を総合的に進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 8番 佐藤 正議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

財政健全化実行計画案についてであります。

本市はこの間、計画に基づき環境センター建設や新庁舎建設などの数々の大型事業を実施してきたほか、市立病院の経営基盤を確立するため一般会計からの追加繰り出しを行い、経営改

善を図ってきました。これらの公債費がピークを迎え、令和元年度から本格的な元利償還が始まり赤字決算となることから、このたび財政健全化実行計画案が出されたと思います。

本市の市税等の財源は歳入全体の25%程度しかなく、その多くを地方交付税や国・道の補助金に依存しており、極めて脆弱な実態にあります。そのことから、あらゆる歳出の見直しを図り、体質改善を断行することで将来に向かって持続可能な財政運営を確立していくことだと思います。

本市における経常収支比率は、2017年度は99.4%、2018年度は98.3%、2019年度では99.5%と硬直化しており、危機的な状態にきています。おおむね70から80%が理想とされております。そのため、財政健全化実行計画案では21年度から25年度までの5年間で約32億円の収支不足が発生するため、財政基盤の確立を目指し、各種歳出の見直しを図るため、この計画を出したと思います。

特に3年間で5億5,000万円もの人件費の削減は、この地方における経済に大きな打撃を与えたいと思います。今のコロナ禍不況の中、売り上げが落ちている中小零細企業や飲食業にさらなる追い打ちをかけるものです。本市における経済状況に及ぼす影響はどのように考えているのでしょうか。また、不要不急の公共事業の見直しや抑制も検討されていると思いますが、地元業者への影響はどの程度とお考えでしょうか。

本市においても市役所は大きな職場です。他企業職場に及ぼす影響もはかり知れないものがあると思います。あらゆる歳出の見直しを図るということだと思いますけれども、不要不急の事業の抑制、凍結を含め、来年度以降予定している公共事業の見直しを計画している事業はあるのでしょうか。

この財政健全化を推進するに当たり、市職員を初め市民の協力がどうしても必要だと思います。計画どおり達成することを願って、この質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

財政健全化実行計画案については、10月6日の予算決算常任委員会と同日、士別職員労働組合へ提出し、この間、複数回にわたり労使協議を重ね、議会での議論も踏まえた中で、今月中をもって成案とする予定です。

計画案の具体的方策の中では、見込まれる収支不足を補い、抜本的な体質改善を図るためのさまざまな取り組みを実施しますが、定員の適正化や公共施設の最適化などすぐに効果を見込めないものもあり、人件費の独自削減にも踏み込まざるを得ないものとなりました。

人件費の削減による市内経済への影響についての御質問ですが、コロナ禍において飲食店や公共交通、観光施設などを中心に大きな影響を受ける中、毎月の勤労統計調査では6カ月連続で名目賃金を示す現金給与総額が減少しており、独自削減も含めると一定の影響は避けられないものと考えています。このため、地域活性化プレミアム付商品券の発行などによる消費喚起策やウィズコロナを見据えまちなか交流プラザを拠点とする商店街の活性化など、地域経済の

振興策を実施しているところであり、こういった経済を下支えする取り組みを実施していくことで、この難局を乗り越えていく考えです。

また、大型公共事業の抑制と計画的な事業実施により、起債発行額を計画期間中52億円以内に設定することで投資的経費の抑制に取り組み、公債費の縮減と身の丈に合った財政運営を目指すものですが、健全化に向けて必要不可欠なこの取り組みは地元企業に与える影響もあることから、国・道の補助や国営・道営事業における地元発注を要請していく中で、市内の一定の事業量を確保していく考えです。

来年度以降の公共事業においては当然のことながら、これまで同様に平準化に努めるなど、各施設において長寿命化を図りながら計画的に実施してまいります。具体的には総合計画のローリングにおいて見直しを図ってまいります。これから新年度の予算編成作業が本格化する中で、公共事業に限らず全ての事業について計画に掲げた持続可能な財政基盤の確立、基金に頼らない財政運営の構築、財政調整基金残高3億円の確保といった3つの目標の達成に向けて徹底した行財政改革と体質改善を断行し、持続可能な財政構造の構築を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再質問いたします。

この経済危機を乗り切るためには、やはり職員はもとより市民の理解も必要だと思います。市民生活に影響を与えないよう十分配慮して行うということではありますが、市民を対象としたこの財政危機を乗り切るための説明会などを開く予定はありますか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 今回の財政健全化実行計画につきましては、市民の代表たる議会議員の皆さんに予算決算常任委員会を2回にわたり開催していただき、その中でいろいろと御議論いただいたところです。また、それを踏まえて、行財政改革懇談会におきましても、この素案をお示しし、その中でさまざまな御意見もいただいていたところです。

今般、人件費の独自削減等につきましても、労使の協議も調った段階で、その内容も新たに修正した点について先般御説明をさせていただいたところでございますが、今後、この議会の議論を踏まえて最終的な計画が成案となった段階におきましては、これを広く公表し、市民の皆さんにもお知らせしていく予定としております。

今のところ、その手法といたしましては、ホームページ、広報、それから暮らしナビ等、市民がアクセスしやすいようなさまざまな手法を使ってお知らせをしていきたいと考えておりますし、今のところ具体的に個別の市民説明会ということは予定しておりませんが、今後、予算審議等を通じてこの計画の実行に向けた具体的な取り組みも議論されていくことになろうかと思っておりますので、そういった点、それから総合計画のローリングの実施においても整合性を持った形で進めていくと。こういった機会を通じて広く周知を図っていききたい、御理解を求めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 次に、コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

全国各地で新型コロナウイルスの感染者が急増し、春の第1波、夏の第2波に続く第3波の感染拡大が起こっております。感染の急拡大が見られる北海道では、10月末から急増し第2波のピークをはるかに超える水準になっております。死亡者や重症者も増え、医療機関は逼迫し、危機的状態の事態となっております。本市においても11月13日、多寄保育園、18日には上士別中学校で陽性患者が発生したところであります。私たちもいつどこで感染するかわかりません。今回感染された方への対応はどのようになされたのか、お伺いをしたいと思います。

旭川市では医療施設や福祉介護施設等でクラスターが発生し、感染者が急増するなど、既に病床の逼迫や宿泊療養施設の不足が起こり始めています。感染した場合の入院先については公表されていません。名寄なのか旭川なのかわかりませんが、宿泊療養施設の不足で無症状の人や軽症者は自宅待機をさせられているという話も聞かれます。新型コロナ感染者の17.9%は無症状だという報告もあります。自宅待機の場合、2週間ぐらいの外出自粛と、部屋、食事、洗面所、風呂、トイレなども個別にしなくてはなりません。家族と共用している場合は家庭内感染が広がる可能性が大きくなります。こういう状況は避けなければなりません。万が一に備え、市も独自で宿泊療養施設の確保が必要ではないでしょうか。

また、医療機関、介護福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童クラブなど、クラスターが発生すれば多大な影響が出る施設等の職員にPCR検査を行い、感染拡大を事前に防いでいくことが求められています。本市においてもPCR検査機は導入されていますが、試薬が手に入りづらいということで抗原検査が主になっていると思います。簡易検査のため精度が低いという難点がありますが、感染者を早期に発見するには有効な検査だと思います。

万が一、市の職員が感染された場合の対応はどうなるのでしょうか。先日発生した多寄保育園、上士別中学校、どちらも休園、休校にしたということでしたが、職員が感染すると庁舎を閉鎖しなければならない状況になると思います。先日も他の町で役場を閉鎖したという報道もありました。そうすると市の業務もストップし、市民に不便、迷惑をおかけすることになります。もし感染した場合の対策はどのように考えているのでしょうか。

これから年末年始を迎え、本市にも他市町村から帰省してくる人が多くなると思います。感染防止に万全の対策が必要だと思います。市民の中にも自粛等でストレスを抱えている人も大勢いると思います。一日も早くこのコロナウイルスが収束することを願って、この質問を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、感染された方への対応についてです。

11月13日に判明した多寄保育園については、12日の夜、感染者となった職員が先に感染が確

認められた方の濃厚接触者となりPCR検査を受けた旨、市に連絡があり、翌13日に陽性が確認され、他の職員と園児16人が濃厚接触者となり、翌14日にPCR検査を受け、3人の陽性者が確認されました。市の対応としては、保育園と協議し、13日を臨時休園とし、保健所のアドバイスを受け消毒作業を実施するとともに、3人の陽性者が確認された14日から26日までを休園いたしました。その後、万全な体制で開園するために保育園と協議し、12月6日まで休園措置を延長いたしました。

11月18日に判明した上士別中学校については、17日の夕方、今回感染者となった教員が先に感染が確認された方から濃厚接触者の可能性があるとの連絡を受け、直ちに校長に報告し退勤しています。同日夜、保健所から濃厚接触者であることの連絡があり、翌18日に検査を受け、同日夕方に陽性が確認され入院治療に至ったという経過です。教育委員会の対応としては、事態を把握した後、随時学校と連絡をとり、さらに保健所からも助言を得るなど情報収集と対応に当たりました。上士別中学校は19日、20日の両日を臨時休業としました。20日にはPCR検査対象となった全員の陰性が判明しましたが、教員が受け持っていた学年については保健所が濃厚接触に当たるとの見解を示したため、12月1日まで学年閉鎖の措置をとったところです。

感染された方や濃厚接触者の把握と対応は全て保健所が行うこととなっており、通常、濃厚接触者の状況や陽性者の入院や自宅待機などの状況を把握することはできませんが、13日及び18日の陽性者は御本人からの連絡により市が状況を把握することができたものです。市は13日及び18日に対策本部会議を開催し、市民への公表に関する対応や感染防止強化のための対応について協議を行い、市の施設の勤務者であり、市の責任において具体的な勤務場所を公表する必要があると判断し、御本人等に御了解をいただいた上でそれぞれ報道機関等に公表いたしました。それぞれの施設の再開後の感染防止対策については、施設及び職員と確認し、感染防止対策の強化に努めているところです。

次に、宿泊療養施設の確保についてです。

全道的な感染拡大と医療機関の入院病床逼迫を受け、道では札幌、旭川、函館、帯広に加え、釧路と北見でもホテルを借り上げ、12月上旬までに計約1,900人分の部屋を確保する方針とされています。感染症の軽症者に係る宿泊療養については、令和2年4月に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から都道府県に対し、対応に向けた準備に関する事務連絡並びに宿泊療養や施設確保業務のマニュアルが示されました。それによると、感染防護の観点から職員と宿泊軽症者の動線や他の宿泊者との動線が分けられるなどの適切な施設を選定するとともに、感染管理された食事や日用品、リネン類の洗濯対応、清掃・消毒、廃棄物の処理のほか、療養生活を支える担当者や健康管理を行う医師、看護師等の配置、さらに急変時の搬送手段と搬送先となる医療機関の確保・調整など、軽症者が安心して療養できる環境づくりを整えた上で行うよう示されています。こうしたことから、宿泊療養施設を市独自で確保することは現状では困難であり、国が示しているとおり感染症における情報把握や入院調整を一括して行っている道が実施することが適していると判断しています。

次に、新型コロナウイルス感染症の検査についてです。

士別市立病院における感染症の検査は、簡易キットによる抗原定性検査またはPCR検査を医師が患者の症状に応じた方法を判断し、行っています。簡易キットによる抗原定性検査は、特別な検査機器を要さず、15分から30分間の短時間で結果を得ることができますが、無症状者に対する使用の適用はなく、発熱等の症状発症後2日目から9日目以内について確定診断が可能となっています。PCR検査は有症状者、無症状者問わず用いることができ、現在の検査方法の中では最も精度が高いものとされています。病院で10月に導入したPCR検査機器は専用の試薬を必要とされ入手に制約があり、その確保に努めているところではありますが、今後の感染状況も踏まえ、より多くの検査が可能となるよう、新たにPCRと同じ核酸増幅検査法であるTRC検査機器の導入に向け、今定例会最終日に補正予算を上程いたすものです。

最後に、市職員が感染した場合の対応についてです。

市では本年8月に平成27年11月に策定した新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、行政の機能維持、業務の継続ができるよう、士別市新型インフルエンザ等対策業務継続計画を策定しています。

この計画では、市民生活や市民経済等に及ぼす影響が最小になることを基本方針に、市が行う業務を感染症発生により業務量が増加する強化・拡充業務、最低限市民生活の維持等に必要な一般継続業務、感染拡大の状況によって人員確保のために業務の縮小・中断を行う縮小・中断業務に区分し、状況に応じて庁内連携のもと業務を行っていくこととしています。市の職員が感染した場合には早急に状況を把握し、業務継続計画をもとに本部会議でその対応を決定してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） コロナウイルスに関しては、国・道の施策も後手後手に回っているように見え、感染者が減少しません。本市もこうした感染症対策本部でいろいろ検討されていると思いますが、宿泊療養施設についても道がやるべきだという考えだと思います。市民も不安な毎日を送っていると思いますけれども、市としてももうちょっと危機感を持って、この感染症に対して危機感を持ってもらいたいなと思っております。

本市の感染者は先ほど言われたとおりだと思うんですけども、ホームページで見ると市の施設では5名、道の上川総合振興局が公表してるのは2名ということでもありますけれども、その後の状況だとか、その後の変化はあるのでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

市に緊張感を持ってというお話でありましたけれども、これまで、答弁にも申したように、国・道の情報に基づきながらこれまで22回の対策本部を開催しながら、我々としても、これは情報として、これは未知のウイルスということもありますし、また個人情報も深くかかわると

いうことから、市で全てを把握したり対策をとるということはなかなか難しい感染症でありますので、これはやはり国・道のを参考にしながら対策本部で真剣に議論を重ねているところでありますので、その辺は理解をいただきたいと思えます。

それから、感染症の数についての公表でありますけれども、これは北海道が本人の、感染された方の意向をお聞きして、その意向に基づいて公表するということになっていきます。それで、答弁も申し上げましたように、市の施設である職員等が感染した場合については、こちらでしっかりと状況も把握できますし、道の報道、公表によらず、市が責任を持って公表するということでもありますので、今出ている市のホームページで公表しているといった人数が私どもが公表できる全てでございますので、そのように御理解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時52分休憩)

(午後 1時30分再開)

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 渡辺英次議員。

○10番（渡辺英次君）（登壇） 通告に従い一般質問を行います。

今回は、本市における自治体運営を安定的なものにする上で重要な財源確保の観点から、国政のかかわりにも触れますが、地方交付税が歳入の主軸となっている本市においては、国政に対する考え方は切り離せるものではないとの考えから、このたびの質問テーマといたしました。

資料を準備いたしましたので、資料を用いながら質問を進めます。

本年、令和2年は本来であれば7月22日から8月9日の日程で東京オリンピック・パラリンピックが開催され、東京都はもちろんのこと地方への経済効果も期待されておりました。しかしながら、新型コロナウイルスによる世界的な感染拡大により開催が1年延期となり、現段階ではIOC、日本政府及び組織委員会も規模縮小を視野に入れた中で実施する方向と発表していますが、今後、パンデミックがどのように収束するかによっては予断を許さない状況と言わざるを得ないと思えます。

日本は20年以上にも及ぶデフレ下により、特に地方経済は危機的状況にあります。本市においては、財源の多くが国からの地方交付税や各種補助金等により運営されていることから、財源確保が何よりも重要なことであることは言うまでもありません。このように、経済情勢や自治体運営の現状、あわせてコロナ禍による先の不透明さを考慮すると、首長の責務は地域の活性化を踏まえた自治体運営であり、このたびの質問は歳入、すなわち財源確保に対しての市長

の考えを問うものです。

本市では現在、士別市財政健全化実行計画の策定に向けて準備を進めています。計画案によると、令和3年度から令和7年度までの5カ年間で31.7億円の収支不足が発生する危機的状況にあるとの見解を示しました。年平均で6.3億円の収支不足となることから、計画案では市職員の定員削減や職員の給与独自削減、補助金を含む各種事業の廃止や凍結、公共施設の存続も示唆する内容となっております。

一方、歳入の確保については、市税歳入の確保、ふるさと納税制度の活用、J-クレジット制度の活用、未利用財産の計画的売却、そしてその他あらゆる歳入の確保と示されております。まずは歳入の確保に挙げられた項目に対してどの程度の歳入増加を見込んでいるのか、お示しください。

また、あらゆる歳入の確保と示されているこの抽象的な項目はどのようなことを想定しているのかもお知らせください。

あわせて、このたびの計画案では、いわゆる緊縮財政となっており、行政が縮小することは本市全体の経済やサービス並びに市民自治の後退につながると考えます。さきに佐藤議員も質問していましたが、改めてどのような見解をお持ちか、市長の考えをお聞かせください。

職員数では5カ年で30人の削減をするとの内容が組み込まれていました。本日付の新聞報道によると、市職員労働組合連合会との労使交渉で、12月8日妥決になったとありましたが、公務員の責務は平常時の市民サービスだけに尽きません。根底にあるのは、災害やこのたびのコロナ禍のような非常時に確実に市民の命と財を守ることだと考えます。さらに30人の削減は本市内の雇用の場を30減少させるということにもなりますが、この30人削減の根拠、あわせて計画案に示されている定員適正化について、適正人数の根拠もお示しいただきたいです。

さて、本市の自治体運営の財源は、市税や基金の取り崩しなどを含めた自主財源は25%ほどで、残りの75%が地方交付税、国・道支出金、地方債などのいわゆる依存財源となっております。このような比率が実情であることから、財源を安定的に確保するためには地方交付税などの減額は非常に痛手となることは明らかです。

そこで、まずは地方交付税について質問します。

地方交付税については、本来、地方の税収入とするものを国が国税として徴収し、合理的な基準に基づき再分配することで全ての地方公共団体における財政の不均衡を調整し、一定の水準を維持することを目的としています。また、地方交付税の内訳は、普通交付税が94%、特別交付税が6%となっております。普通交付税については、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが充当されることになっており、普通交付税を増額するためには基準財政需要額が増えなければならないということになります。

基準財政需要額の積算については、定められた項目ごとの測定単位に単位費用と補正係数を乗じたものとなっており、つまり現制度においては、国に定められた単位費用もしくは補正係数を見直さない限り増額は見込めないということになります。この件については、本年11月に

提出された北海道市長会の国に対する要請書において見直しに関する要請がなされていましたが、これまで要請内容どおりに国の対応がなされてきた経過はあるのか、お知らせください。

また、要請とは逆に平成25年ごろから本市における地方交付税は減額されてきておりますが、この要因は何か、あわせてお伺いいたします。

次に、ふるさと納税について質問いたします。

平成20年の地方税法の改正によりふるさと納税制度がスタートし、丸11年が経過しました。本市においても制度を活用し、初年度は440万円ほどであった寄附額も年々増加し、昨年、令和元年度は6,000万円を超えることとなりました。一方、本市在住の市民が他の自治体に行った寄附は238人で、寄附額は1,611万4,500円となっております。また、全国における利用では、制度開始の平成20年から平成26年度まではそれほど増加をしていなかったものの、平成27年のふるさと納税ワンストップ特例制度の創設で手続上の簡素化が図られたこともあり、利用者が急増しました。昨年、令和元年度には、受け入れ額がおおよそ5,000億円、件数では2,300万件を突破しました。これだけの巨額が動く制度になったわけですが、この制度の本来の目的は税収の減少による地方間格差の是正とも言われております。しかしながら、実績を見る限り、実際は格差が開いているとも言えるのではないのでしょうか。本市としては、これをどう捉えているか、見解をお伺いします。

また、ふるさと納税は同一人物で利用件数が増えるほど居住地の自治体に納める税金が少なくなるという仕組みであり、受益者負担の原則から逸脱することになるわけですが、これについてもどのようにお考えか、お示しください。

さらには、地方交付税不交付団体については、居住者が他の自治体に寄附した場合、控除額に対しての交付税措置がされず、居住自治体の100%負担となる制度であり、公平性が欠落していると考えますが、見解をお伺いします。

先ほど本市における地方交付税が減額傾向にある要因をお伺いしましたが、ふるさと納税が始まって以来、国からの地方交付税総額も平成24年をピークに減少し続けています。本市に限らず地方交付税交付団体にとっては地域経済や住民サービスを維持することが極めて厳しい状況であると言えます。ふるさと納税と地方交付税の減額で起こった現実、目的の逆である、地域間格差の拡大ではなかったか、ふるさと納税と地方交付税減額の関係をどのように分析しているか、お示しください。

次に、国債発行についての市長の考えをお伺います。

これまでメディア等を通じて、国の借金1,000兆円、国民1人当たり900万円の借金であるとか、将来世代の大きな負担になどという文言を目にしたことは多いと思います。また、これ以上国債を発行すると国が破綻すると言われている経済評論家も少なくありません。そういったことから、そのような心配をされている国民は非常に多いものと考えています。

しかし、本当にそうでしょうか。日本は管理通貨制度により日本円によって通貨を管理しています。1882年に日本銀行が設立され、1942年の日本銀行法により管理通貨制度が開始されま

した。管理通貨制度の目的は、通貨当局が通貨の供給を政策的に行い、物価の安定、経済成長、雇用の改善、国際収支の安定を図ることとされています。この制度は日本だけではなく、多くの国で取り入れられている通貨制度です。日本において通貨当局とは日本銀行を指し、政府並びに日本銀行が政策的に通貨量を管理する仕組みとなっています。そして通貨を管理するために政府が持っているのが通貨発行権と徴税権です。通貨発行権を有する政府が国民に通貨を供給するためのプロセスが国債発行です。すなわち、政府の国債発行は国民に資産を与える行為であるということです。

これは紛れもない事実であって、本年においてはそれを明らかに証明しています。本年はコロナ禍により、国の補正予算が行われてきました。全国民に対する特別定額給付金を初め、地方自治体には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などが実施され、財源については租税収入ではなく全て新規国債発行での補正でした。令和2年度の当初予算では9.2兆円の新規国債発行を計上していましたが、第1次補正予算では25.7兆円の追加補正、第2次補正予算では31.9兆円の追加補正が行われ、これまでの合計新規国債発行額は67兆円ほどの規模になっております。12月8日には、第3次補正予算案が閣議決定され、予算案が可決されましたら19.2兆円の規模になるとされています。政府の当初予算は100兆円ほどですので、本年1年で2年分に近い予算執行になるわけです。この規模の国債を発行しても急なインフレ上昇率も金利の上昇もしていません。そして実体経済の通貨量であるマネーストックが増加しました。この図でわかることは、デフレにより実体経済では通貨の信用創造がされていないため、これまでは通貨量があまり増えていないということ。そして、このたびの財政出動により、国債を発行することでマネーストックが急増したのですから、政府の借金は国民の資産であるという事実が明らかになったのです。市長の重要な使命のうち、例年行っている各種の要請や陳情があります。財源確保のための事実上の国との折衝とも言えると思います。

さきにお話をいたしました11月に全道市長会が国に提出した要請書についてですが、内容を確認したところ、地方財政の関係から始まり、各種分野について、さらには新型コロナウイルス感染症対策について、60項目、全133ページに及ぶ要請書となっております。全ての項目の前文には、適切な措置が講じられるよう強く要請いたしますと書かれております。その他については多岐にわたる内容ですので割愛いたしますが、多くの施策に関して財源が必要であることから、国において必要な財源を確保することと要請されておりました。恐らく例年同様の要請をしていると推測いたしますが、これまで国は地方からの財源確保にかかわる要請についてどういった見解を示してきたか、経過についてお知らせください。

多岐にわたるきめ細かな要請内容となっておりますが、非常に残念に感じたことがあります。それは先ほど来お話ししているとおり、本年はコロナ禍により本市においても地域経済は非常に危機的状況にあります。そのような状況にもかかわらず、新規国債発行による財政出動の文言が一言も入っていないことです。現在の日本は、長期にわたるデフレ化でのコロナショックです。もともと所得が上がらない中で、コロナ禍による所得の低下や雇用の喪失、さらに

は自粛による経済悪化により、実質消費指数は2001年以来過去最低のマイナス16.2%まで落ち込みました。こういった状況下では、税収を財源とした財政支援は全くもって意味をなしません。なぜなら、先ほど図で示したとおり、税収を財源とする財政支出は実体経済にある通貨が循環するだけだからです。経済が冷え切っているときには通貨料を増やさなくてはならないため、国債発行による財政出動をする必要があるのです。

先ほど申し上げたとおり、国債発行は実体経済の通貨料を増やす行為です。管理通貨制度における通貨発行権を駆使するときであるはずですが、新規国債発行による財政出動を間髪入れず、かつ継続的にすることが必要だと考えているだけに、このたびの要請書については一番重要なことが入っておらず非常に残念です。このたびの要請書をまとめるに当たり、新規国債発行についての協議はされていたのか、また市長におかれましては新規国債発行による財政出動に対してどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

このたびの質問については、国政のことと思われる方が多いかもしれません。しかし、本市のように地方交付税などの国からの支援があって成り立つ地方自治体は、行政のトップである首長が国の予算の考え方や国債、すなわち通貨発行に対する認識、さらには市内経済を活性化させるためにはマクロ経済をどのように分析するかが非常に重要なことと考えています。なぜならば、それらを認識していなければ国との折衝において強く財源確保に対して訴えることはできないと考えるからです。これからの地方は衰退から消滅への危機へ向かっています。緊縮財政で最終的に困るのは市民だということは紛れもない事実です。確実な財源確保と間違いのない政策をお願いいたしまして、一般質問を終わります。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 渡辺議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から財政健全化実行計画案及び国に対する要請・陳情について答弁申し上げ、地方財政計画及びふるさと納税については副市長から答弁申し上げます。

まず、財政健全化実行計画案についてです。

本市の財政状況は、一般財源総額がおおむね110億円台の水準となっており、その約9割は地方交付税と市税で占められています。市税と地方交付税の総額については、制度上一定の水準が保たれ、大きな増額を見込むことは困難であり、さらなる市税の確保に向けた対応のほか、ふるさと納税制度の活用など例示した確保策や使用料・手数料、国や公共的団体などの補助金や助成金といったあらゆる手段の歳入確保策を講じることで、一般財源の増額、確保を見込むものです。また、具体的に取り上げた歳入確保策においては、未利用財産の計画的売却として5,000万円の効果額を見込んでいます。

財政健全化実行計画案は、将来にわたって安全・安心な市民サービス、まちづくりを実施していくため、行財政の健全化を図るものです。本市は、構造的に経常収支比率が高い傾向にあり、現状では99.5%と経常的収支が逼迫していることから、さまざまな事業にわたり見直しをしていかなければなりません。市民の皆様には行政サービスの質を維持するため、御理解を

いただかなければならない点もございますが、最少の経費で最大の効果を発揮するため、工夫を持って経費の節減とサービス水準の確保に努めてまいります。

また、地域経済に対する影響については、本計画に人件費の独自削減や投資的経費の抑制などを盛り込んでいることから、地域経済にも影響を与えるものと考えており、国営・道営事業の実施や補助事業等の活用による事業量の確保に努めるなど、影響を最小限に抑えてまいります。

定員適正化については、本計画作成に当たり、今後の財政推計において職員定数についても市民サービスの維持向上や市民の安全・安心の確保を基本とする中で、全国の類似団体との比較、今後の人口減少、再任用職員のあり方、定年年齢の見直し等も考慮するとともに、引き続き組織体制の見直しと機構改革を進めることなど、総合的な判断により30人削減を目標としたところです。今後も、よりよい組織対象のあり方を検討していくとともに、組織力の強化に努めてまいります。

次に、国に対する要請・陳情についてです。

国への要請や陳情については、市長としてさまざまな案件に対して随時実施しています。また、私は現在、北海道市長会の副会長の任を担っていることから、春と秋の要望など北海道市長会の立場での要請・陳情も行っています。その中で、北海道市長会からの国の予算に関連する要請については、お話にありましたように、地方財政計画に関連する財源確保を初め北海道内都市の実態を踏まえた政策や事業の実施や予算の確保などを要請しています。

次に、新規国債発行についての協議や財政出動についてです。

要請・陳情においては、国の政策や新年度予算への反映に向けて実施しているところであり、財源措置の手法については国が判断するものであることから、要請書において言及していません。また、新規国債を活用した財政出動については、政府が財政運営に対する市場の信任やさまざまな財源の確保策などを含め総合的に判断すべきものであり、引き続き財政健全化の取り組みを進めていく必要があるものと存じます。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、地方財政計画及びふるさと納税について答弁申し上げます。

まず、地方交付税についてです。

地方交付税は、地方財政計画で総額が決定され、地方交付税算定の合理的な基準によって地方自治体に交付されます。地方財政計画は、国の予算と整合性を保ちつつ、地方が標準的な行政水準を確保できるよう、地方財源を保障するため歳出を積み上げ地方交付税で収支を均衡させます。そのため、地方財政対策においては、地方財政計画の一般財源総額を確保することが最も重要となります。その上で、単位費用や補正係数など合理的な基準で地方自治体に配分される仕組みです。したがって、北海道市長会を初め多くの団体において地方の財政需要の適切

な積み上げや地方の財政運営に必要となる地方交付税総額の確保、地方交付税の算定項目などについて例年要請をしているところであります。

要請によるこの間の国の対応については、地方財政計画における一般財源総額の前年度水準の確保については実施されていますが、残念ながら法定率の引き上げについては改正されてはおりません。単位費用や補正係数など地方交付税の算定項目に関連する要請については、各地方団体の地方交付税法に基づく交付税額の算定方法に関する申し出として実施されており、昨年度においては道内関係分では8案件中1件が採用されていますが、市長会へ要請のあったものについては要請書に付記をすることとなっております。

平成25年度以降の地方交付税減額の要因ですが、地方財政計画のマクロベースの理由としては、リーマンショック後の緊急の景気対策として措置されていた歳出に関する歳出特別枠と歳入に関連する別枠加算が縮小されてきたことなどから、地方交付税の総額は減少傾向にありましたが、交付団体における一般財源総額としては平成25年度の59兆円から令和2年度の61.8兆円まで前年度を超える一般財源が確保されてきました。

本市算定においては、合併算定替の縮減や経常的経費の積み上げである包括算定経費の減少により、30年度までは減少傾向にありました。令和元年度から交付税算入公債費の増加、2年度においては地域社会再生事業費の創設などにより交付基準額は増加していますが、臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税額は平成25年度と比べ約7億円減少しております。来年度については、リーマンショック時と同様、大幅な市税減収も見込んでいることから、地域特性を踏まえた財政需要を的確に確保していけるよう国へ求めてまいります。

次に、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方自治体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にしていく仕組みとして平成20年度に創設されました。ふるさと納税の理念としては、第1に、納税者が寄附先を選択できる制度であること、第2に、ふるさとはもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域の応援ができること、第3に、地方自治体がみずからの取り組みを積極的にアピールするなど地方創生に向けた取り組みを創造するきっかけにつながることであった3つの大きな意義があります。

特に近年は自治体間における返礼品の内容を争う動きが激化し、本来の趣旨を損なう事案も発生したことから、国は地方自治体に対して返礼品の調達に関し一定の基準の設定やふるさと納税対象団体の指定に関する地方税法の改正を行ったほか、良識ある対応を徹底するよう通知をいたしました。地方税の税源を地方団体間で移転させるというふるさと納税の現行制度においては、税源の流出により御指摘のような問題もありますが、本市としてはふるさと納税の目的を単に自治体間の税収格差の是正と捉えるのではなく、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえて適切な制度運用に努めてまいりたいと存じます。

また、ふるさと納税と地方交付税の減額の関係性ですが、地方交付税の総額となる国税五税には所得税が含まれていることから、ふるさと納税により交付税減への影響はありますものの、

臨時財政対策債を含めた実質的な交付税額には影響はないものと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 渡辺議員。

○10番（渡辺英次君） 再質問いたします。

一番最後に質問させていただいたんですが、国債発行に対する市長の考え方についてという部分にかかわります。市長の答弁にありましたとおり、当然国政のことですから最終的に判断するのは国が判断するという点については間違いないと、そのとおりだと思います。今回ちょっと質問するに当たって、私もこれまで自分が思っていた考え方が間違っていたということ踏まえて、今回皆様にも周知したいという気持ちも含めて質問させていただいたんですが、まず、国債発行に対する市長の見解をいただいたんですが、やはりこれは地域から要請を出さないことには、判断するのはもちろん国だと思いますけれども、地域から声を上げないいつまでたっても変わらないんじゃないかと私は思っております。

そこで、私が、市長に今答弁いただいたとおり、なかなかそういうところに実質踏み込んでいないというのが現状だと私捉えたんですが、その理由の一つに、先ほど質問でも触れましたけれども、管理通貨制度における信用創造という部分で、私もこれまで間違えて把握していたんですけれども、その部分が大きなネックになっていると思います。国会でもそういった質問答弁がありまして、第200回国会、昨年10月23日、信用創造についての質問を安藤裕衆議院議員が行っております。そこでは、かいつまんで言いますと、銀行がお金を貸し出すときには、銀行の貸し出し段階で預金は創造される仕組みである。つまり、誰かのお金を貸すわけじゃないというのが信用創造だということをうたっております。要するに、お金を借りたときにマネーストックが増えるということです。先ほどの図でいうと13ページになりますが、今回、先ほどお話ししたとおり、コロナ禍ということで、1次補正、2次補正で巨額の新規国債発行をいたしました、国は。それで、13ページのとおり、一番右がちょっと文字見えづらくて申しわけないんですけれども、一番右側が本年度です。20年度です。先が急上昇しているんですけれども、これはまさに国がいわゆる借金をしたことによって我々の資産が増えたということをお知らせしているということになると思います。

そういった意味から、やはり地域からは声を出すときには、こういった現象が実際ありますので、国の借金であるとか、例えば要請に行ったときに、国はこれ以上借金できないからという理由でもし断られることがあるのであれば、それはやはり首長としてしっかりとその辺も踏まえて今後要請していく必要があると思うんですけれども、これまではそういった取り組みだったことは重々承知しましたが、今後においてこういったことも、ある意味、市の中でも勉強会等を含めてやるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

国債の発行につきましては、このたびコロナ禍におきまして、第3次補正も含めると新規国

債発行で110億円超えているという、こういうことでございます。それで、先ほど申し上げたとおりでありまして、国債発行というのは、あくまでこれは国の事務でございますから、ここで一般質問をいただいて市長がそれに答弁をするということについては差し控えさせていただきたいと存じます。

今日まで全道市長会でも相当ないろんな幅広い議論が行われています。先ほどの質問でございましたけれども、春と秋に要請活動を行っているわけでありまして、膨大な要請の内容になっていますけれども、これは35市の。

ちょっと時間いただいてよろしいですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） はい。

○市長（牧野勇司君） 35市の各部長が集まって参与会議を行って、各地域の要望をまず出します。その後に全道副市長会議を行って、その中でまたいろんな精査をしていきます。最後に、全道市長会議の中でそういった要望を決定しながら、役員が北海道並びに国に対して申し上げていくと、こういうことであります。

それで、今回の経済・財政理論については、渡辺議員も相当勉強されて、資料も私もいただきましたし、私も勉強もさせていただいているところでありますが、今までかつて全道市長会の中で国債の発行の出動について要望に入れるべきだという発言がただの一度もございません。これは文字どおり市町村長の役割というのがあるわけであって、そして国家には国会議員がいて、なおかつ総理大臣がいて、国家レベルの問題で、国の段階では質問もあるし質問主意書も出ているのも全部私は熟知してるのでありますが、それらについても政府の考え方も、必ずしも国債をどんどん、赤字国債も含めて発行すればいいという、こういう考えではないと私は考えてます。

それでは全道市長会で、私も行って何をやっているのかということがありますがけれども、先ほど答弁申し上げたのでありますが、大体士別市を中心に交付税の不交付団体は別としても、地方交付税と市税によって大体8割から9割を歳入を賄ってるのが実は現状であります。であるとするならば、全道市長会として何が必要なのか。これは町村会も同じなのでありますが、全国規模として税配分を国と地方の割合をしっかりと変えていく。今は国に税が6割、自治体に4割です。しかし、実際仕事しているのは国が4割、自治体6割なんです。ですからこれは5対5に税配分をすべきだというのはずっとこれはしっかりと要望しています。

それから、地方交付税の交付率を引き上げていただきたいと。地方交付税というのはどういう形で求められるかといいますと、所得税、法人税、それから酒税、消費税、それから地方法人税、これだけです。100%入ってくるのは地方法人税だけです。あとは極めて率が低いんです。この率をしっかりと上げていただければ地方に対する地方交付税はしっかりと入ってくるわけですから、こういう基本的な要望をしています。その地方交付税を多く配分するために何が必要なのか。デフレの状況であれば、例えば国が新規国債発行してでもやるべきだ、それは国の問題であって、我々はしっかりそういう要望をしているんです。

今回もう一つ何をやったかといいますと、これは北海道、北海道市長会、北海道町村会で共同でやってるんでありますが、ことしの10月に新たな交付金の創設に関する要請書というのを正式に上げました。これは何を意味するかというと、新型コロナウイルス感染症における地域経済への影響が拡大していると。新たな日常下においても地域の創意と工夫で地域経済の再興を図ることができる。仮称でありますけれども、地域経済の再興に向けた交付金を創設することという正式な要望も、これは北海道として全自治体がまとまって上げたんです。

では、こういったことについて国は何をしてくるかといいますと、今、800以上ある全国の市長会の会長というのは立谷さんでありまして、福島県の相馬市長です。年に3回、国と地方の協議の場というのが持たれています。これは地方六団体です。全国知事会、全国市長会、全国町村会、それから全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議長会です。ここでいろんな協議をしているわけです。ですから今まで私が申し上げたような内容ももちろん事務レベルでも話しているし、こういう要望会でもやっている。それで今回出てきているのが、今回第3次でコロナ関係の地方臨時交付金ですね、1.5兆円。その前は2兆円、1兆円ということで、第1回から第3回まで来ているわけではありますが、そういうものを積み上げていって全国規模で要請するのが各自治体の役割だと思うんです。

ですから、先ほど申し上げたとおり、新規国債の発行、こういったものについては、これはやはり国がしっかりと議論をして行くべきだと。そして国債における財政出動等々についても、これは学者なんかからもいろんな議論があるわけでありまして、偏った議論だけにとどまるのではなくて、幅広くいろんな見聞を深めながら行っていくべきだと、このように考えているところでございますので、この国債の新規発行の関係については、以上ちょっと長くなりましたけれども、申し上げておきたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 渡辺議員。

○10番（渡辺英次君） しつこくで申しわけありません。

今、最後に国債のお話をいただいたので、また改めてそのお話になるんですが、今の考えてる市長の見解はよく理解しました。国の決めることであるからその部分には地方としては触れないという見解であるということがわかりました。

ただ、国債について最後に言われたのが、いろいろな理論があるからというお話がありましたが、きょう私が質問した内容については、理論の部分は一つも入ってなくて、事実のみです。先ほどの信用創造もそうですし、管理通貨制度も事実です。何も理論じゃないんです。なので、その辺もしっかりやはり把握するということが必要なのかなという意味で私は今回の質問をさせていただきました。

そしてまた、理論の部分でいうと、今お話があったので改めてちょっとお話させてもらいたいんですけども、理論の部分でいうと、先ほど私も申し上げたとおり、例えば国が破綻するとかという部分が理論だということなんですけれども、その部分に関しても、財務省でしっかりと、もうそれはあり得ないということを、これはムーディーズというアメリカの民間企業の

債権の信用の格付をやる会社に対して、格付を下げるといったときに、日本はそんなことないんだということで、日米などの先進国の自国通貨建ての国債のデフォルトは考えられないという、これも事実です。財務省が言っているんですから。

ですから、そういうことを踏まえた上で、要するに国から、これ以上国は借金できないから財源つけられないんだと言われたときに、こういう情報を持っているか持っていないかで全然変わってくると思うので、そういった意味での趣旨の今回質問でしたので、何かの機会にぜひ、例えば全道市長会とかでも構いませんので、ぜひ一度こういった部分、じっくりと研究をしていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（松ヶ平哲幸君） 12番 国忠崇史議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 通告に従いまして一般質問を行います。

今回は3つのテーマを用意していますが、1つ目が本市の生活困窮者自立支援対策についてお伺いする次第です。

この生活困窮者自立支援対策ですが、根拠法が生活困窮者自立支援法というものです。この法律、2013年にいろんな批判を受けました。法案の段階で、生活保護制度を形骸化するものだ、あるいは憲法25条にうたわれた生存権の保障にかかわる事業について公的責任を逃れようとするものだ、という批判がありまして一度廃案になりましたが、ちょっと修正を加えて2013年の末に成立しました。そして施行が2015年からということで、現在6年目ということになっております。いろいろ批判はあったものの、法律としては市町村の裁量による制度運用の範囲が大きい部分があるわけで、要は本市がどういう運用をするかによって実際の生活に困られている方をどの程度支援できるかということも決まってくるものと思われまます。

それで、質問の1点目ですが、この生活困窮者自立支援法が施行されて以来の本市窓口への相談者の数、あるいは支援の申請者の数、そして何らかの福祉制度へとつなげた数について実績があればお答え願います。

次に、市の窓口体制についてお伺いします。

現在、この生活困窮者支援について主務を担っておられるのが、会計年度任用職員がやっておられるということです。しかし考えてみれば、会計年度任用職員が主務をされているということは権限がないということでありまます。この支援事業の重要性を考慮すると、主務には本当はケース会議などを招集する権限があったほうがよいかと思われまます。こういった窓口の職員についての正職員化が必要なのではないかと思われまます、市の見解をお伺いします。

また、例えば社会福祉士など専門性を持った職員の配置も必要だという認識があるか否かもお伺いする次第です。

3番目の問題として、申請主義の問題を取り上げまます。

よくも悪くもこういった福祉制度について、生活保護を筆頭に日本では申請主義を採用してまきました。要は本人が窓口に来て申請することによって行政が動くという仕組みです。しかしこの生活困窮者支援は、私の思うところアウトリーチの手法によって対象者を迅速に補足する

ことが必要ではないかと思われます。特に、いわゆる8050問題を抱えた中高年ひきこもりが本市にも相当数いると思われます。これは、3年ほど前に遠山昭二議員が一般質問で取り上げられておられますが、こういった8050問題を抱えたひきこもりの方がやがて困窮者予備軍となると考えると、今の申請数はまさに氷山の一角と言えるのではないだろうかと思われます。市の窓口としても安穩としてはられないのではないかと思われますが、いかがでしょうか。

次の質問として、私の問題意識から取り上げたいと思われます。

私がおもうに、本市の人口減、特に社会減の一員として、困窮してしまつた人が都市部への流出をするのではという印象を持っています。私は保育園をふだん運営してしまつますが、保育料が払えなくなつたり給食費が払えなくなつた人は大抵都市部に流出していきます。そして手っ取り早い仕事を探してとなるわけですが、こういった困窮して社会減をするという人々は大抵現役世代の働き手であります。ですから、そういった困窮した方をいち早く支えて何とか人口の流出をとめることが必要ではないかと思われますが、この点の市としての認識を私の問題意識からお伺いいたしたいと思われます。

次に、財源についてです。

生活困窮者自立支援法と政令などにより財源について決まっているものと思われますが、現在の市の窓口体制とこの自立支援についての財源とは関係があるのか否かをお答えください。

最後は、ケース検討会議についてお伺いします。

本市でも児童虐待の関係なんかではよくいろんな公的機関、あるいは学校、保育園、児童福祉施設の担当者が集まつてケース検討会議が一人一人について行われておられます。この困窮者支援の場合は、今まで何度くらいこういったケース検討会議が開かれたか、また、その参集範囲について主なところをお聞かせ願いたいと思われます。

この件の質問は以上です。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

初めに、生活困窮者自立支援法が施行された平成27年4月以降、本年11月末までの相談者件数は148件で、何らかの福祉制度につなげた件数は61件となっております。

次に、窓口体制についてです。

現在の体制は福祉課に会計年度任用職員1名を選任の相談支援員として配置し、支援に当たっています。本制度の体制整備に当たっては、限られた財源で最大の効果を上げることを基本に検討した経緯があります。

まず、運営主体については、事業開始前の各自治体への調査では、多くの自治体が社会福祉協議会に委託しての実施を予定しているとの情報もありましたが、本市においては生活困窮に関する情報は市役所に多く集まることや市の生活保護ケースワーカーや社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職との連携がとりやすいことなどから、福祉課に相談員の籍を置くことで効果的な支援が可能と判断し、直営で行うこととしました。

また、職員については、臨時職員の雇用や民間に委託した場合には、その人件費が国庫補助となることを踏まえ、現在の会計年度任用職員としたところです。相談支援員は採用後直ちに国が実施する相談支援員養成講座を受講するとともに、北海道が実施する生活困窮者自立相談支援事業関係研修やその他研修にも参加し、スキルアップを図っています。また、今年度、実務経験5年以上の資格要件がある主任相談支援員の養成講座を受講しているところです。

次に、ケース検討会議についてです。

生活困窮者にかかわる会議については、法で定めるサービスである居住確保給付金の支給可否の検討などを行う機関として社会福祉協議会と市の関係部署の課長職で構成し、健康福祉部長が招集する支援調整会議を設置しており、これまで3回の会議を行い、法の理解や取り組みの情報共有を図っています。このほか、関係する庁内の各部署や社会福祉協議会のほか、市立病院の相談員、弁護士などと個別の支援に関する支援会議を相談支援員が招集し行っており、これまで148回の会議を実施し、支援に当たっているところです。

このように、本市の生活困窮相談支援員は、福祉課内の連携はもとより、これまでさまざまな支援に携わり、多くの関係者と連携を図り支援をしてきており、さまざまな課題に組織として対応できているものと認識しています。

次に、アウトリーチの取り組みについてです。

本制度においては、アウトリーチにおける支援が重要であり、相談支援員の活動は、相談者が来庁した場合の対応のほか、定期的、継続的な訪問支援、ハローワークや事業所、医療機関や弁護士事務所などへの動向など、いわゆるアウトリーチによる支援を行っています。また、市の税務課、住宅、水道、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、障がい者基幹相談支援センターなど、多くの市民宅を訪れている機関との連携を図ることで、さまざまな困窮者の相談支援につながっています。議員お話しの中高年者のひきこもりの問題、いわゆる8050問題は全国的に取り沙汰されており、本市においてもひきこもりの実態はあるものと考え、本年11月に民生委員・児童委員の皆様にご協力をいただき、ひきこもりに関する実態調査を実施しており、今後その調査結果の分析を進め、支援のあり方について検討してまいります。

次に、困窮した人の都市部への流出についてですが、これまでかかわりのあったケースで申し上げますと、65歳未満の現役世代で転出したケースは10件でありましたが、多くが結婚等の事情であり、就労先が他の自治体に決まったというケースは2件で、いずれも転入者で、市内で就労したがうまくいかず、支援を行った結果、他の自治体での就労が決まったものです。また、転入された方への就労支援を行ったことで、就労先が市内で見つかり定着したケースもあることから、一概にその多くが転出しているということはないものと考えています。生活困窮者の問題は、就労に関する問題や家庭の問題、金銭問題、健康問題やひきこもりの問題など、さまざまな要因がありますが、早期発見と粘り強い支援が重要であり、今後も関係機関との連携を密にし、困窮された方に寄り添った相談支援に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 2点、再質問いたします。

まず、ひきこもりの問題、実態調査されているということで非常に心強い答弁いただきました。ひきこもりについて、3年前の第1回定例会で遠山昭二議員が取り上げたときに、その当時でも既にひきこもりの方への支援を5件されたという答弁がありました。実態調査を待つまでもなく、実はもう既にそういった事例もあったということなので、とにかく早いうちに行政とのつながり、あるいは支援とのつながりをつくっていかなきゃならない。ひきこもりが5年、10年と長期化する前にアウトリーチをかけていかなきゃならない分野だと思いますので、この点についてもう一步踏み込んで、現在の実態調査を待つまでもなくやった事例について、御存じの点があればぜひお答えいただきたいと思います。

それからもう1点、窓口の問題ですけれども、ロシア文学のトルストイという人はこんなことを言っています。幸せな家庭というのはみんな同じように幸せなだけけれども、不幸な家庭というのはもうみんなばらばらに、それぞれに不幸だと、アンナ・カレーニナという小説の序文で書いてます。本当に生活困窮されている人の場合、家族離散だとか健康上の不安、持病がある、あるいは借金がある、それから失業したとか、いろんな要因が本当に絡まっています。それで何か一つの問題を解決しようとしたらほかの問題がひっかかって、なかなか貧困から脱することができない。そういうときに、例えば市立病院からのケースワーカーの方から市役所に情報が来る、弁護士の方から市役所に情報が来ると。そのまとめ役ですよ、市というのは。直営でやっているというのは非常にいいんですけれども、市の窓口で生活困窮者の支援対策をやっている方というのは、そのコーディネートをやる、非常に重要な役割があるわけです。ですから、すぐにはと言わないまでも、そういった方をちゃんと正職員として迎えていくような体制をつくっていただきたいと改めて要望する次第ですが、踏み込んだ答弁をいただきたいと思います。

以上、2点。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

まず初めに、ひきこもりの部分のアウトリーチの件でありますけれども、これまでさまざまな相談支援に当たって、また解決に結びついたケースも多々ありますが、今現在、三十数件の方の継続支援ということで、これについてはさまざまなその方の特性等々に合わせて、御家族を含めた本当に粘り強い支援ということでやっております。具体的にこの中にひきこもりという定義にくくられる方が何人いるのかということの実数については今申し上げることはできませんが、そういうことで継続的に支援を行う必要があるということでもあります。

それから、今、民生委員・児童委員の皆様方に協力いただいて調査をかけている部分につきましては、これもなかなか民生委員・児童委員の皆様方の御意見としても、そういった実態を

つかみつつも、なかなか行政のほうにどうやって結びつけていっていいのかわからない、非常にデリケートな問題も含んでいるという意見もいただいておりますので、その支援のあり方について、やはりさらに協議が必要かなと今考えているところです。

それから、職員については、先ほど会計年度任用職員ということでもありますけれども、これまで5年以上の経験を積み、またこの問題については、本当に資格を持っていればそれで解決するのかという問題では決してございません。さまざまなケースが、今、国忠議員もおっしゃられたように、原因も、それから状態も特性もさまざまございますので、そういったものも一つずつ解決する中で一步ずつ成長しており、また、社会福祉士、精神保健福祉士、弁護士、それから先ほどの病院のケースワーカー等々もしっかりと連携した中で、もう支援ができています、組織的な支援ができていますといったことでありますので、この信頼関係、三十数人が今も継続支援を行えているということは、決して切れ目のない支援につながっていると私は認識しておりますので、今後もしっかりと、臨時職員だから、正職員だからといったことではなく、組織的に支援をしていきたい、このように考えています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 次のテーマとして、路線バスの運行への助成のあり方について取り上げたいと思います。

毎年、まずは路線バス運行への債務負担行為として議会で承認した後、今回の第4回定例会でも初日で路線バス運行への赤字補填、いわゆる助成金を議決したところであります。しかし、私はもちろん賛成はしたんですが、これを議決しながら思ったことは、果たしてこういった赤字補填で20年、30年続いていくんだらうかということを実は考えました。今、士別軌道のバス路線、徐々に減便されている状況です。このように減便されている状況で毎年限度額いっぱい赤字を補填するという体制が果たして持続するかどうか、非常に心配に思っているところです。まずこの点、コメントがあれば認識をお伺いしたいと思います。

次に、こういった路線バス運行への補助ですが、私は徐々に利用者を増やすような方向への補助にシフトしていかなければならないと思っています。これについては実例があります。この間、小・中学生の利用については、例えば夏休み限定で無料にするだとかいろんな試行錯誤がありましたが、結局、7、8年前からは運賃の半額助成券で落ちつきました。小・中学校に行けば生徒の半額券が置いてあります。ここで落ちついたわけで、成果はまずまず出ていることが議会での報告でも承知している次第です。ですから、ほかの世代への補助も、こういった小・中学生への補助と似たような方向性で考えてはどうかと思う次第です。この点、お考えをお聞かせください。

そして、この点ではどうしても敬老バス乗車証について取り上げざるを得ません。去年から対象年齢を4つ引き下げたにもかかわらず利用者が減ったというのは、これはコロナ禍であれ言いわけもできない事実でございます。この点については、谷守議員や大西陽議員といったほ

かの議員からも指摘が相次いだことでもありますが、来年度からの見直しは必須ではないでしょうか。私の考えでは、最初の登録料として例えば500円、あるいは1,000円取った後、毎回毎回の運賃は無料と改めるべきではないかと思いますが、御意見をお聞かせください。

次に、現役世代への補助について取り上げます。

こういった路線バス運賃への助成は、小・中学生と、それから70歳以上については整っている次第ですが、現役である20代、30代、40代、50代、そして60代への補助については一切ありません。ただ、やはり路線バスの通勤での利用などを呼び起こすために一度調査をした上で社会実験としてこういった現役世代への補助事業もやってみればいいのではないかと思う次第です。この20代から60代というのは大体市内でもマイカーを持っている方がほとんどだと思います。しかし、マイカーから路線バスへのシフトを呼びかけるというのは、これはいわゆるSDG Sの理念にも沿っている次第です。そういった観点から、この件について見解を求める次第です。

最後に、市の職員の利用促進について取り上げます。

よく考えてみたら、市役所というのは市内でも最大の事業所であります。その市役所の職員が率先して路線バスを利用するべきではないでしょうか。今、財政健全化をめぐって、市職員の給料も下がる局面に入ってきましたが、例えば通勤で路線バスを利用する場合の優遇など、そういったものも考えてみてはいかがでしょうか。この市職員の利用によるメリットということを考えてみますと、駐車場をあまり用意しなくてもよくなるというメリットもあると思います。財政健全課の一環として、市の用地の売却も視野に入れつつ、駐車場確保にきゅうきゅうとしなくても済む、そういったメリットもありますので、ぜひ市職員の利用促進を呼びかけていただきたいと思います。

以上見解を求めまして、この質問といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、減便が続く現状と赤字補填のあり方についてです。

路線バスへの支援等は、郊外線を対象とした運行委託事業と主に市内循環線を対象とした赤字額に対して上限額や補助割合を定めた補助事業を実施しております。委託事業の対象となる郊外線は維持が困難となった路線を市が事業者へ委託する路線で、補助事業の対象となる市内循環線などは事業者が独自に運行する路線であります。路線バスへの委託事業や補助事業の目的は市民生活に欠かせないバス運行や路線の維持に資するものであり、タイヤや便数の見直しについては、士別市地域公共交通活性化協議会で協議の上、地域の実情に応じた運行維持に努めております。

次に、バス利用数の増加につながる助成についてです。

利用者への助成事業は、代表的な事業として敬老バス乗車証交付事業や小・中学生バス半額助成事業などを実施しております。小・中学生バス半額助成事業は、ただいまお話にありまし

たとおり、路線バスへの理解と利用促進を目的としており、利用実績も増加傾向にあるところ
であります。

現役世代への施策についてであります。士別市公共交通網形成計画の策定時に実施したア
ンケート調査がございます。約7割の方が自動車を保有しており、特に30代から70代の自動車
保有率は9割を超えているということでもあります。北海道では、公共交通の需要拡大と利用定
着等の推進に向けて、本年9月中旬から約1カ月半程度のノーカード推進強化月間に取り組
んでおりますけれども、本市もこの取り組みに賛同して、職員にもその旨伝え、協力を促して
いるところであります。

職員の通勤手当の支給に当たりましては、交通機関の定期券代等も支給対象としております
が、公共交通機関の現状など、地域によっては対応が難しい側面もあるところです。こうした
利用促進の取り組みを多くの世代に向けていくためには、助成制度のみならず、効率性と利便
性のバランス等を考慮し、地域の実情に適した効果的な交通システムの構築が求められるもの
と存じております。今後は、さきの山居議員の御質問で答弁申し上げましたけれども、次世代
モビリティ推進会議での助言・提言を踏まえた指針等に基づき、将来を見据えた交通施策の検
討を進めてまいります。

次に、敬老バス乗車証交付事業の今後についてであります。

敬老バスの見直しについては、市内の公共交通支援策を所管する部署で構成するプロジェク
トチームでの協議のほか、中央地区、上士別、多寄、温根別、朝日の5地区で開催した地域と
の意見交換会、老人クラブ交流会に参加している31の老人クラブの会員を対象とした意見交換
会など、さまざまな市民の意見を伺いながら、他の公共交通施策や整理などとあわせて持続可
能な制度とするため、利用者の負担を求めてきたものであります。

負担のあり方を検討する際、道内25市で実施していたバス助成制度の内容を調査した結果、
士別市以外でその時点で無料としていたのは地区を限定した形で実施していた1市のみであり
ました。本市の運用については、1乗車ごとに負担する方法や登録時に定額料金で乗り放題と
なる定期券方式、バス回数券の配付、料金を助成する方法など、さまざまな方法での実施を検
討し、課題の整理を行ってきたところであります。その中で、以前の敬老バスでは社内での乗
車証確認と使用期限を設けない利用券を投函する方法でしたが、定期券方式では定期券を忘れ
た場合や期限切れなどで対象者であることの確認、通常料金の徴収などといったことに対する
クレームへの対応などが考えられ、定時運行の支障となることへの懸念や制度変更の際に約
2,900人の対象者に集中した期間の中で窓口での発券作業を行うことは物理的に困難であるこ
となどの課題もありました。

また、交通事業者や利用者からは、利用される方が高齢であるため、簡単な方法での実施を
求められていた経過もあり、従前の方法と変更がなく、追加で100円を投函する方法が最もわ
かりやすく、登録証などの変更の必要もないことから、現行の利用としたものであります。し
たがいまして、今御提言もございましたけれども、まずは現行制度のもと、今後の利用動向な

どを注視する中で、事業者などの関係機関と連携を図りながら、公共交通網形成計画の一つの事業として検証してまいりたいと思います。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 再質問いたします。

私は、いろいろな敬老バス乗車証とか現役世代への補助については、社会実験としてやってみたらどうかと、やわらかく言っているのです。というのは、福祉だとか、そういった施策って、社会実験というと人を相手にするものですから、人を翻弄するようなことになっちゃったら大変なので、よくないのですけれども、交通施策というのは、社会実験として1年やってみようとかということができる、あまりころころ変わるのは問題ですけれども、できるので、だから、本当は敬老バス乗車証の100円についても、最初1年間実験的にやってみますとか、そういうふれ込みが一番よかったのではないのかなと思うのです。

今、副市長から敬老バス乗車証100円については、庁内のプロジェクトチームだとか、地域での意見交換を経た結果だとおっしゃいましたけれども、そこで前回大西議員が決算審査のときにおっしゃっていた、道北バスの問題とか、詳しく情報提供されていたのか、ちょっと疑問なのです。それは、100円乗車したことに対して納付書を84円かけて送って、結局上がりというか、差し引き16円しか残らないではないかということをお前に大西議員がおっしゃっていたのですけれども、私も本当にそのとおりだと思うのです。

そういった結果になっちゃうということについて、庁内のプロジェクトチームだとか地域での意見交換で出ましたか。そういった情報、もしくはちゃんとこういうふうになるのだよということには言っているとは思えないのです。なので、そういう不効率な問題もそこに存在するので、そこをしっかりとえぐり出して、来年度社会実験でもいいから、ちゃんとした敬老バス乗車証事業にグレードアップしてほしいのです。ですから、そこについてもう一段深いコメントをいただきたいと思います。

それから、もう1点、職員へのノーカーデーの呼びかけというのは、どの程度されているかというか、ちょっとしつこいようですけれども、さらっと言うだけなのか、バス停近くにある人はバス乗っておいでよぐらい言っているのかどうか、ちょっとその辺詳しくお伺いします。

以上、2点お願いします。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 私のほうから敬老バスの部分についてお答えさせていただきます。

敬老バス有料化に伴って、公共交通活性化の観点から、いろいろなプロジェクトチーム、それから意見交換会等々で御説明をした中で、限られた財源の中でどうやって公共交通を組み立てていくのかといった部分での敬老バスの有料化ということで御理解をいただいたと認識しています。実際の手法というか、やり方については、使われる方は高齢であるということで、答弁にもありましたように、一番簡単な方法でということもありましたので、モデル的にやれば

よかったのではないかという議員の御指摘もございましたが、まずは100円の乗車で今手続をとっている登録証も全て使える形でしていくということで考えたものであります。

また、道北バスとの関係につきましては、これもやはり道北バス会社のほうの、バスの中で料金をいわゆる現金で支払うことに対する手続上の問題も、これはちょっと無理だと、困難だということで、これはこの部分についてのお話も当然市のほうからも差し上げたわけでありませぬけれども、結果的に今のような状況しかなり得なかったといったことがございます。敬老バスについては乗車率が下がっているということで、これはコロナの影響も多々あろうかなとも考えておりますので、まずは引き続きこの制度を継続して、事業者の皆様とも、今後ともこれについては検証をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） ノーカーダーの取り組みについて私のほうからお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、全道的な取り組みは、9月に実施している部分につきましては私どももそれに歩調を合わせる形で1カ月半程度実施したということで、この周知方法につきましては、庁内LANで各職員に通知をしているということです。ただ、現状では実際何名程度が参加しているですとか、具体的にどの職員がどうだという把握はできておりませんので、これ以外でノーカーダーの取り組みに準じたものとしたしましては、イベント等の開催に当たっては、やはり駐車場の確保が必要だということで、そういう部分については随時そういう取り組みを、この日は駐車場あけてくださいという形で実施をしているところです。

国忠議員から御提言のあったバス利用の増加に結びつくようないろいろな取り組みという部分については私ども非常に重要なポイントだと思っております。例えばこういうノーカーダーの取り組みを、使い勝手がいいような仕組みが構築できれば、当然その利用者も上がってくるということも考えられますので、今具体的なプランがあるわけではないのですけれども、今後の検討の方向性としては、より多くの世代が使いやすい交通体系ということが一つ念頭に置きながら検討を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 健康福祉部長のほうからちょっと置いておけない答弁がありましたので再々質問いたします。

敬老バス乗車証の利用について、コロナの影響もあるんだということをおっしゃったのですけれども、9月19日付の道北日報に士別軌道の井口社長が載せた涙下のような文がありますけれども、読みます。敬老バスの年間利用者数は平成30年度が10万5,051人、令和元年度は有料化により7万8,531人まで減っております。年齢を下げたにもかかわらずですよ。2万7,000人ぐらい減ったのですか。これはコロナと関係ないですよ。それで、さらに本年度はコロナ禍にあり、年間利用者数の見込みは5万8,000人程度見込んでおります。この2年間で約4万7,000

人、44%強減ることになります。コロナに関係なく、有料化元年、有料化した年に2万7,000人ぐらい減っているのです。それを士別軌道の社長さんがおっしゃっている。だから、議員だから正直に言いますが、失敗ですよ、有料化。だから、失敗と言いたくないというのはわかります。でも、これは2万7,000人減ったというのは確実に成功とは言えないですよ。だから、ここは虚心坦懐に敬老バス乗車証については、ちょっと見直ししながら、社会実験も含めて考え直させていただくというのは別に誰も責めませんよ、そんなことをしたって。だから、ちょっと来年度に向けて、そういうことに含みを残していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再々質問にお答えいたします。

敬老バス事業に限らず、無料だったものが有料化になるといったことについては、これはある程度の期間を置いて検証しなければわかりませんが、その直後というのは相当減ってくるものだと、相当というか、ある程度は減るものだと思っております。

それと、今、国忠議員おっしゃいましたけれども、最初の質問の中で、コロナがあったといえども、これだけ減ったことはと言いますが、やはりこのコロナ禍における外出を控えるということは、この地域のみならず世界中の公共交通も含めて交通機関等々、あるいはいろいろな施設の利用も減っているという中からすると、これはまさしくふだんは起こり得ない異常事態ということでありますので、ことしの状況をその比較の中に入れるというのはちょっと難しいかなと考えております。

いずれにしても、先ほど答弁の中で申し上げましたけれども、これから市民の足を確保していくというのは、これは買い物に行く、あるいは病院に通うといったこと、いろいろなことに対しても、これは極めて重要な、しかも高齢者の率が上がっていくという中では極めて重要でありますので、さまざまな状況を検証しながら、どういう対策がいいのかといったことは考えていきたいと思っております。

ただ、今、敬老バスを有料化したことについては、私どもは失敗であるという捉え方はしておりません。

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君）（登壇） 一般質問の最後のテーマは、保育園での新型コロナウイルス対策についてです。

前回の第3回定例会でも似たような話題を取り上げましたが、前回は保育園の臨時休園の基準についてお伺いした次第です。その答弁では、感染症というのは規模や状況が予測できないため、休園についての一定の基準を設定することは難しいという市の答弁でした。確かに今回、新型コロナウイルスという初めての問題でもありますし、なかなか休園についての基準は難しいというのは理解はできると思います。

今回は、子供が登園するかどうか、その登園の基準をどういうところに置くかということに

ついてお伺いする次第です。

皆さん御存じだと思いますが、旭川市の旭川厚生病院の今病院としては国内最大のクラスター感染となりました、厚生病院の森達也院長が12月7日にNHKの取材に応じて、こんなことをおっしゃっています。森院長は、医療体制の逼迫に拍車をかける一因として、看護師などが子供を保育所に預けようとして拒否され、働けなくなってしまいうケースが起きているとした上で、そうしたことがなくなれば、もう少し働ける看護師が増えると思うと述べていたそうです。確かにクラスター感染が起こったから、厚生病院で働く看護師さんの子供というのは保育園に預かってもらえないと、そういう問題が起きて、さらにいわゆる医療崩壊に拍車がかかったという側面があるそうです。それを念頭に質問していきます。

まず、登園基準についてですが、園児本人が発熱ある場合という基準だったのが、徐々に厳格化されてきました。今では同居家族の発熱がある場合などと厳格化してきたと思われま。この点、市長の名前で11月11日付で文書も出されております。このことは、北海道の警戒ステージなどに対応していると思われまが、実は北海道の施策もこの夏以降は結構ぶれが目立ち始めました。そして、春のように全道的な対策をとるということがだんだんなくなってましました。そこで必要になったのが市町村ごと、あるいは保育施設ごとの登園基準というものです。これは、ただしやはり場当たりの決めるのではなくて、地域の感染状況などにより、あらかじめ一定の基準を設けておくべきではないかと思われま。また、そういう言葉づくりが得意な東京都知事とかはいらっしゃいますけれども、例えば士別では、士別アラートだとか、士別アラートで今3だとか2だとか、できればそういった基準を設けるのもいいかと思われま。そういった基準を設けることで、保護者の不安だとか、それから保護者の就労への影響を考えると、なおさらこういった基準が必要ではないかと思われまが、市の見解を伺う次第です。

次に、子供の遊びの保障の問題です。今G o T oトラベルをやめるとかやめないとか問題になってまいますが、子供というのは自分でこういったG o T oはできません。したがって、自分の意思で出かけて、気分転換や運動などをすることができません。したがって、家族や保育者の引率を必要とまします。実は、この冬、園外保育に関してもなかなか厳しい状況であります。屋外で単純に雪遊びすると、そういうことはいいと思われまが、ただ、その中でも密になるなということですので、以前市の保育園で行っていた雪中お楽しみ会など、そういったイベントもなかなか困難であろうと思われま。また、士別市生涯学習情報センターいぶきで行っていた例年楽しみにしていたクリスマスツリー点灯式も、これはコロナの影響ではなくて主催団体の解散でなくなったのですけれども、こういった点灯式みたいなものもなくなりました。そして、室内での遊び場も事実上、園内しかない状況です。もし、公共施設で子供たちに開放できる場所があれば、いつもの保育とは違う環境で伸び伸びと遊ぶことができるのだと思われまが、市で何か妙案があれば聞かせていただきたいと思われま。

この件の質問は以上です。 (降壇)

○議長 (松ヶ平哲幸君) 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、児童施設等の登園基準についてです。

本年11月11日付で児童福祉施設等の各施設長及び保護者宛てに協力依頼を行ったことにつきまして、11月7日の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、道が感染対策の基準とする警戒ステージがステージ2からステージ3に引き上げられたことを受け、11月10日に改正した本市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、協議、検討を行った結果に基づいての協力依頼内容となっています。

具体的には、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準をこれまでのレベル1からレベル2に移行したことにより、レベル3及びレベル2の地域においては、児童・生徒本人のみならず、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校を控えることとされていることから、児童福祉施設等においても、教育委員会と連動した同様の内容として、同居家族の発熱等の風邪症状が見られる場合は、集団感染のリスク低減のため、施設の利用を控えていただくよう、協力依頼を行いました。

そこで、保育施設ごとの登園基準をあらかじめ設けておくべきとの御提言についてですが、登園自粛、休園の判断基準については、第3回定例会一般質問においてお答えしたとおり、国・道の方針及び道教育委員会から発信される小・中学校等における対応等を参考にしながら、本市対策本部において協議、検討し、判断をしていくこととなりますが、感染症の発生がいつ、どのような規模、状況で起こるかについては予測できず、さまざまな状況が想定されることから、その全ての状況に応じた基準を施設ごとに設定することは難しいものと判断しています。

また、令和2年2月25日付厚生労働省発出の事務連絡、保育所等において子供等に新型コロナウイルス感染症が発症した場合の対応についてにおいて、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合等で、臨時休園を検討する場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するため、就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子供の保育が必要な場合にはその対応を検討しなければならないと示されていることから、この場合はこのように対応するといった基準をあらかじめ設定することには適さない施設であると認識しているものです。

次に、園外保育の場所等確保策についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と今後の長期化が懸念される中、認可保育園での通常時における園外保育については、道内での感染が確認される以前までは、園外への散歩及び市内公園での遊びのほか、他園との交流事業実施や公共施設を利用する機会等も保育に取り入れて過ごしていたところですが、コロナ禍における園外保育については、子供たちの健康と安全を最優先に考慮した上で、公共施設を利用する機会より園外の方たちとの接触機会の少ない散歩等の活動のほうが多くなっているのが現状です。

議員お話しのとおり、子供たちが開放的な空間で体を動かしたり、公共施設でのマナーを学ぶ機会となる園外保育は幼児期の保育を行う上でも必要な活動になります。現段階において、

市内公共施設の中で利用可能な施設の一例として、あけぼの子どもセンターやほくと子どもセンターなど、学童が利用していない午前中の時間帯にぜひ利用していただきたいと存じます。子供たちの遊びの場が増えることで、園外保育がより充実した活動になるものと考えます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 国忠議員。

○12番（国忠崇史君） 細かいことですが、再質問いたします。

結局、厚生病院の院長先生の話もしましたが、すごくジレンマです。今G o T oと経済という、感染を広げないこととG o T oをやめることで、すごく国政ではジレンマになっていますけれども、厚生病院なんかの場合も、看護師さんというのは基本患者さんに接するわけだから、濃厚接触者と定義されてしまう場合があるのです。濃厚接触者が同居をしているから、園児さんは来ないでくださいと、そういう対応をされて、要は旭川の一部の保育園なのですけれども、そういう対応をしたことで結局看護師さんは出勤できなくなる。だから、ジレンマです。出勤して本当はコロナを食いとめたいんだけど、子供を預かれないと言うから家にいなければならない、だから看護師が不足する。そういう状況になるわけです。

非常にジレンマで、本市としても、きのう出た文書を読むのは申しわけないですけれども、きのう健康福祉部から出た文書では、同居する家族が濃厚接触者としてなった場合は登園自粛をお願いする場合があります。この同居する家族には例えば病院職員とかも含まれると思ってしまうのですけれども、再質問の趣旨と合っているかどうかかわからないですけれども、ちょっとそれだけお答えください。

○議長（松ヶ平哲幸君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） お答えします。

濃厚接触者という定義でありますけれども、これは当然、保健所のほうで感染者が発生したと。調査の結果、この方は濃厚接触者でPCR検査を受けてくださいといった部分については、当然その御家族については、保健所からの指導でも、保育園等に集団感染のリスクは高いですから、それは検査結果が出るまで、また、出たとしても途中でまた陰性から陽性になるといった事例もありますので、濃厚接触者となった場合については、これは登園を控えてくださいと。そういう意味で、この今おっしゃられた文書についてもそのように書いてあるのです。

ただ、看護師さんの子供さんだから、何も無いのに登園を控えてくださいということは全くございませんので、その部分を理解お願いいたします。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで午後3時20分まで休憩いたします。

（午後 3時05分休憩）

（午後 3時20分再開）

○議長（松ヶ平哲幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

一般質問を続行いたします。

2番 真保 誠議員。

○2番（真保 誠君） 通告に従いまして一問一答で質問いたします。5番目ですので、わかりやすく簡潔に質問いたします。

まず1つ目ですが、財政健全化実行計画案についてお尋ねいたします。

本計画案に具体的方策の取り組みについて掲げられておりますけれども、何点か質問いたします。

まず、歳出の抑制についてですが、その中の補助金の見直しについてです。過去の平成30年3月策定の行財政運営戦略の中にも掲げてありますけれども、この補助金の見直しについてですが、今回政策的補助金の原則10%削減と書いてあります。今まではこの数値はあらわされておりましたが、今回のこの効果額の総額、それと、大きな分類の金額のあるものの点について何点か挙げていただきたい。また、この期間中にさらに減額、それから廃止、こういった方向になるのか、可能性があるのか、そこも踏まえてお考えをお尋ねします。

加えて、委託料の見直しについてですが、委託料についても補助金同様効果額をお知らせいただいていないので、この明細についてもお願いしたいのと、この委託についてですが、これは業務委託並びに指定管理まで及んでいるのか、さらに、どのような見直しなのか、具体的な内容をお尋ねしたいと思っています。

続いて、公共施設の最適化についてですが、この中に各施設、日向保養センター、あさひスキー場、サイクリングターミナル、各診療所、こういった施設が候補として挙げられているのですけれども、優先順位もあると思われましてけれども、この効果額、総体の数字が計上されておりますので、この候補先の効果額を具体的にお尋ねしたいと思います。

また、この各施設についてですが、縮小しても存続、維持するのか、それとも廃止にするのか、その辺を明確に考え方を含めて物件ごとにお尋ねいたします。

さらに、歳入の確保についてですけれども、ふるさと納税の制度の活用ということでありまして。数字的に目標数値が設定されましたけれども、歳入の確保でいかほど見込んでおられるのか、また、過去の納税者に対する再度の依頼や継続の依頼など、そういった営業活動についてはどのようなことを実施されているのですかということですので。

また、税収についてですけれども、現在5つの事業に分けて指定事業、枠組みしておりますけれども、これは市のホームページでも掲載されておりますが、この枠組みについての決め方の考え方をお尋ねしたいと思います。また、指定事業なしの場合についての振り分けの基準についてもさらにお尋ねするところでもあります。非常に流動的な収入でありますので、金額が毎年安定しないわけですけれども、その辺についてお尋ねいたします。

続いて、Jークレジット制度の活用であります。国のCO2レベルの削減に対する制度化ということで、非常になじみのない制度だと思っておりますけれども、これを自治体に活用させるという国の政策でありますけれども、この中で今回の中にうたわれておりますけれども、これを歳入の確保として書いてありますので、これを活用とするのだったらどのような形で活用するのか。簡単に省エネ機器導入だとかということはあるのですけれども、ほかにどんなお考えで、目標の数値はどれくらいなのか、また実績はあるのか、そこもあわせてお尋ねします。

続いて、人件費独自削減についてであります。定員適正化に加え、職員採用の抑制、そして人件費の独自削減と今回の健全化計画の中では一番ウエイトが大きい部分で、また、ここをまずさわっていかなければというお考えは非常に理解できます。ただ、昨年私の9月の第3回定例会の質問の中で、質問の中には当時、サンライズホールの指定管理に当たって、今後、指定管理とか、そのほか委託業務が増えてくる中で職員は減らさないのかという質問に対して、市長は、減らすことは考えていない、仕事は増えていくのだという答弁をいただきました。その半年後、ことしの3月の定例会で急遽職員数の削減、それから職員給与の減額についてのお話が出てきたということがあって、この半年の間にどういってお考えで変わられたのかなということが非常に私としては理解できない部分があります。ここの構想に最初からあったと思うのですが、その段階で組合などとの交渉というか、打診もない中でお話しされたと思うのですが、その理由が私には理解できないので、この取り組みへの提案の理由をお尋ねします。

それから、朝日支所の今後のあり方についてということでもありますけれども、朝日支所は御存じのとおり、平成17年に土別と朝日町とが合併しまして、当時朝日総合支所ということで、現在は朝日支所ということで存在しております。市民からの不安もあるのですが、朝日支所はこの後どんな役割を持って存続していくのか、朝日出張所になるのではないのか、こういった不安が住民の中にもありまして、人口減少とか時代の流れとか、そういう簡単な問題ではないと思っています。合併前後に掲げられました、いろいろひもときますと、合併の必要性とやら合併特例とかいろいろあったのですが、計画期間が10年で終了しておりますし、今後、この朝日のあり方はどのようにされる予定なのか、具体的な考えと方向性を示していただきたいと思います。私も地元は朝日でありますけれども、本市が合宿の里、合宿の聖地創生ということをやりたい文句にするのであれば、朝日町はスポーツの合宿の地としては歴史は土別より古いのであります。そのスポーツに関する施設に加えて、市民サービスの低下も非常に考えられますので、この辺も視野に入れて御答弁を願いたいと思います。

よろしくお願いたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 真保議員の御質問にお答えいたします。

私から人件費独自削減と朝日支所の今後のあり方について答弁申し上げ、歳出の抑制、公共施設の最適化、歳入の確保については総務部長から答弁申し上げます。

まず、職員の給与独自削減や定数削減の考え方についてです。

本年第1回定例会の大綱質疑において、令和2年度の予算編成にかかわっての厳しい財政状況や来年度に向けた予算編成などについて複数の議員から御質問をいただき、その中で谷議員から、市政執行方針で申し上げた財政構造を初めとする大胆な行財政改革や即効性のある打開策として事業の先送りや職員の削減についての御質問がありました。これに対し、行財政改革のより一層の推進と体質改善を図り、しっかりとした財政基盤を構築するため、3年度からの5カ年を期間とする財政健全化実行計画の策定に向けて新年度明け早々に準備を進める考えであることをお答えし、その中においては、職員適正化と人件費の抑制を図っていかざるを得ないこと、加えて、大胆な行財政改革を実行するには、痛みを伴い、職員、市民、各種団体にも御理解いただく中で、英知を結集し、経常経費の削減を図ることで厳しい財政状況を乗り切り、健全化に向かおうとする方針を申し上げたところです。

財政健全化実行計画案の提案については、議決案件ではないものの、市民の代表である議員各位からの御意見を踏まえた内容にすべきと判断し、10月6日及び23日に予算決算常任委員会を開催していただき、素案について説明し、いただいた御意見を計画に反映した次第です。

次に、朝日支所の今後のあり方についてです。

これまでも、職務階層を減らすなど、組織の簡素化と効率化、意思決定の迅速化やその時々課題等に対応するための機構改革を進めてまいりました。この方針を継続していくとともに、本計画を実効性のあるものにするため、朝日支所も含めた全ての部署を対象として、定員の30人削減を断行していく所存であり、削減に当たっての効率的な組織体制等については鋭意検討を進めます。

また、第2期土別市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、合宿の聖地創造を第1期に引き続き柱の一つに掲げる中で、議員お話しのとおり、朝日町はスキージャンプを初めとする合宿地としての歴史を築いてきたことから、本年4月の機構改革では朝日支所内に生涯学習部地域教育課を設置し、その推進に努めることとしました。今後も、陸上競技やウエイトリフティング、文化系も含めた合宿の聖地創造に向けた取り組みについて、組織機構のあり方も含めて総合的に検討してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） 私から財政健全化実行計画案のうち、歳出の抑制、公共施設の最適化、歳入の確保についてお答えします。

財政健全化実行計画案では、抜本的な体質改善を断行し、将来に向かって持続可能な財政運営基盤を確立するため、具体的な方策として10項目、27億7,500万円の効果額を見込んでいるところです。この中の歳出の抑制策のうち、補助金、委託料の内容についての御質問ですが、初めに補助金については、制度的補助金を除く全ての補助金について、原則的に10%の削減を想定しており、運営補助で約700万円、事業補助で約900万円、負担金等で約100万円など、合

わせて年間1,700万円、5カ年で8,500万円の効果額を見込んでいるところです。

さらに、補助金適正化ガイドラインに基づく見直しについては、適正化に向けた歩みをとめることなく、継続した見直しを実施するよう指示しているところであり、一定の役割を終えたと判断できるものや効果が見込めないものなどは廃止や縮小となり得るものと考えています。

次に、委託料についてです。計画の具体的な方策では、3項目が委託料に関連しており、清掃、警備、エレベーター保守業務については、包括発注等の実施で年間2,000万円の効果額を、その他の公共施設の維持管理業務に関する委託料については、公共施設の最適化として同じく2,000万円の効果額を、これらを除く草刈りやシステム保守などの委託料について、歳出の抑制の中で1,000万円の効果額を、合計で年間5,000万円の効果額を見込んでいるところです。

なお、計画策定段階で一つ一つの委託業務の見直し内容を検討しているものではなく、予算編成方針の中で委託料の10%削減を指示し、具体的には担当課での予算要求に向けた業務内容の検証や予算査定における協議の中で見込んでいる効果額を達成できるよう調整を図っていく考えです。

次に、公共施設の最適化についてです。

公共施設の最適化に向けては、公共施設マネジメント基本計画にのっとり、人口の推移や利用実態を踏まえる中で利用者や関係団体との協議を加速させ、施設のあり方についての合意形成を図り、年間1,400万円、令和4年度からの4年間で5,600万円の効果額を生み出していく考えです。

次に、ふるさと納税制度の活用に当たり、目標数値を設定すべきとの御質問についてです。

これまで本市では右肩上がりに寄附額が伸びているところですが、近年、控除限度額や返礼品の規制、企業版ふるさと納税の見直しなど、矢継ぎ早に制度改正が行われてきています。このため、効果額として現状からの上積みを計画的に見込むことは困難としますが、引き続き可能な限りの寄附額の確保に取り組んでまいります。

また、過去の寄附者に対する再依頼、継続依頼など営業活動についてですが、寄附をいただき返戻品を送付する前に令状を送付しているほか、年始用の年賀状を送付しています。さらに本年度から、11月までに寄附していただいた方にお礼状を再度お送りすることにより、さらなる寄附につながるよう努めているところです。

次に、寄附金の使途についてです。ふるさと応援寄附をしていただく場合は、私の士別・あなたのふるさと応援金条例に規定している使途の指定事業を選択し、申し込みしていただいています。指定事業は、1、こだわり交流プロジェクト、2、いきいき健康プロジェクト、3、すくすく子育てプロジェクト、4、さわやか環境プロジェクト、5、はつらつ産業プロジェクトのほか、指定事業なしを選択することとなっています。それぞれのプロジェクトに向ける事業内容は私の士別・あなたのふるさと応援金条例施行規則に規定されており、その年の予算と寄附額を鑑みて、規則に規定するそれぞれの事業に充当させているところです。

次に、J-クレジット制度につきましては、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用

による二酸化炭素等の排出削減量をクレジットとして国が認証する制度です。既に本市では、朝日地域交流施設の木質バイオマスボイラーや士別中学校ほか3施設の太陽光発電設備導入による省エネルギー事業について、平成28年2月に238トンのクレジット認証を受けた後、29年度及び30年度に計150トンが売却され、7万4,900円の歳入があったところです。今回の財政健全化実行計画案では、公共施設の照明のLED化に伴う二酸化炭素排出削減をクレジットとして売却することを想定していますが、今後において、北海道経済産業局や北海道環境財団との協議を進めていく予定のため、効果額としては計上していないところです。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 何点か再質問させていただきます。

まず、委託料見直しについてですけれども、この中の私の質問に業務委託及び指定管理についてということまで質問したはずなのですが、これが入っているのか、入っていないかという、御答弁を私が聞き逃したのかもしれませんが、これはいかがなのでしょう。

同じく、公共施設の中で今回候補として何点か設備が挙がっておりますけれども、私の質問の中の縮小しても存続、維持させるのかというところ、それから廃止にするのか、この次の流れ、明確にお聞きしたいのですけれども、そこがお答えになっていないのではないかと思います。

あと、市長御答弁の人件費の独自削減について、私のちょっと考え方なのですが、今回市長がまず3月の大綱質疑の中でお話しされました、それは理解できますし、この人件費を削減するという事は、まず一番先にメスを入れるという考え方はわかります。ただ、先ほど話しましたけれども、職員というか組合の打診をするのがまず先なのではないかなというのは、私はそういう形だと思うのですけれども、その辺はいかがなのかなと。

単純に市長は行政のトップであります。それは家に例えると、家長ではないですか。家のおやじが子供たちに一生懸命、それやれあれやれとやって、それがたまたまうまくいかなかった、失敗したということがあって、そうしたら、おまえらの給料を下げるからなんて、これはちょっと一方的過ぎないかと。ちょっと乱暴ではないかなと私は気がするわけです。であれば、その子供たちに、ちょっと間違っちゃったのだけれども、失敗したけれども、これからおまえらに苦労かけるけれども、頑張ってくれと背中を押してやるという、そういった姿勢というのは私は必要だと思っています。

それをもしされているなら私は何も思わないのですけれども、今の現状では、市長からのトップダウンで、何かすごく一方的に給料の削減について皆さんにお話はされたのかなという気がするわけであります。

市長の職員現職のときも、市長は組合活動もされていましたが、それは理解しますが、逆の立場になったときに、市長は今どういうふうにお考えなのか、組合員の方々は、いきなり乱暴に給料下げられるという話を伺えば、それはちょっと抵抗もあるし、考え方も変わると思いま

す。市の職員の給料が高いか安いかは別にして、ちょっとやり方が乱暴じゃないかなという気は私はするのですけれども。その辺は市長はどのようにお考えか、御答弁お願いします。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から委託料、指定管理等の考え方、それから補助金の今後のあり方についてお答えいたします。

まず、公共施設の見直しにつきましては、その運営形態につきましても総合的に見直すということで、真保議員からお話があったように、指定管理等も、これから議論の内容によっては、実際、具体的な検討に入っていく可能性はあります。ただ、現時点では、どの施設を、どのように、またどのような効果額をとということを見込んでいない状況ではないものですから、実際の効果額の中には含めていないという形で、実際にさまざまな方策を含めて検討するということがまず1点でございます。

それから、補助金の今後の進め方につきましては、御答弁で申し上げました補助金適正化ガイドライン、これにつきましては、さまざまな補助金について聖域なく見直すということ掲げておりますので、そういった意味では毎年その役割が実際に効果としてどうなのかということも含めて不断の見直しをしていくということになりますので、一度計画を立てた段階で、一切その後見直しをしないという考えではございません。そういう意味では今後とも、そういった継続した検討というのは進めていくという考えでございます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 真保議員の再質問にお答えいたします。

今回の財政健全化実行計画の中で、最終的に苦渋の決断、断腸の思いで、私も組合に提案したのは、人件費の独自削減と職員30人の5カ年間の中での減員であります。御承知のとおり、士別の経常収支比率は99.5%、35市の中で上から3番目であります。なおかつ、先ほども答弁申し上げたのでありますが、大体類似都市と比較をしても、合併しているがゆえにとっても過言ではないのだけれども、相当職員数は多ございます。

私はずっとこの間も、7、8年前から士別市の財政は大変であるということを毎回毎回口酸っぱくなるほど、財政説明会、あるいは予算編成説明会、全職員を集めて、来られない方もいますよ、そういった中で私の考えを申し上げてきました。そして、ここは体質を改善しない限り士別市の経営は成り立たないというお話をずっとしてきているのでありますが、正直申し上げて、なかなかボトムアップでいろいろなものが出てきているという状況にはなかったのが事実です。

それで、ことしの3月に思い切って、ここは職員の皆さん方の人件費の独自削減、そしてまた職員の縮減、縮減の人数はまだそのとき決めていなかったわけですが、ここをやはり体質改善をしない限り市民サービスが成り立っていかないと、こういう思いがありましたので、

3月に谷議員の質問に答えさせていただきました。

ただ、職員は工夫によって、知恵を出せるのです。例えば4年前の超勤代、行財政戦略の中で超勤代を集計しようではないか、当時は6,000万円、7,000万円あったのでありますが、現段階では、人数も減っているのだけれども、もう4分の1に今なってきています。ですから、意識を改革することによって、いろいろな改革ができるのだということが、それは物語っているわけであります。

それと、私も組合の書記長、執行委員長をずっとやっていますから、いろいろな独自削減の提案を受けて、話し合いをして合意してきています。士別市は、行政と労働組合というのはまさに紳士的な交渉をして、一方的な独自削減は行いません。ですから、今回も時間がかかりましたのは、10月6日にまず議員の皆様方に健全化の内容をしっかりとお知らせをして、その日に報道機関の皆様方にもお知らせをして、そしてすぐに組合に提案をいたしました。組合からは青年部、そして女性部、百数十人全員に、私に手紙をいただきました。一人一人の気持ちを全部私も副市長も目を通しています。そういったような思いも受けながら、話し合いの中で、30代未満の人については5%から3%にしようではないのかということも含めて、いろいろな組合との粘り強い協議の中で、それが最終的に妥結をするような経過になりました。

私はずっと申し上げていたのでありますが、妥結がない限り議会には条例案としては提案いたしませんということは申し上げてきたので、そのことは組合のほうもわかっていただけだと思います。しかし、職員について見れば、これは生活給です。若い職員も、30代も40代も50代の方も、年配になれば教育費にもお金はかかる。みんな大変なのであります。そのことは百も承知です。そんな中で、とにかく3年間みんなで頑張ろうという思いを訴えさせていただいて、組合も妥結をしていただきました。一方的にやっているような考えは全くありません。

ただ、人生、人間というのは順風満帆に全ていくものではないと思います。議員の皆様方も我々も、いろいろな挫折があって、みんなでそれを乗り越えてきて成長していく。ですから、そういった意味では、この士別市という大きな大きな1万8,000人を抱える行政組織も、この難題をみんなで乗り切る。これは、市民、議会、行政、三位一体となって乗り切る。これがやはり必要だと思うのです。ですから、組合にもそうですし、市民の皆さん方にも、いろいろな団体とも話し合いさせていただいていますが、困難なときだからこそ進化のチャンスは絶対生まれてくる。そういうチャンスをみんなでつくり上げていこうということで、職員の皆様方には、何としても3年以内でこれを完了できるように、人件費削減を、そういうお話もしています。

ただ、組合との話し合いの中で、当初予定よりも大体約1億3,000万円ぐらい、本来であれば効果が出る額が減りました。ただ、これは話し合いで額が減ったわけでありますから、そういった意味ではあくまでも職員みんなで一緒になって頑張っていくという、そういう気持ちでいますので、全く一方的に上からおろして、それを指示してやっているということではございませんし、職員もしっかりと、組合も私どもに理路整然と物事を発してきていますので、その

辺は連携をとりながら頑張っていきたいと、こう思っています。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 再々質問でありますけれども、これは市長にちょっとお尋ねしたいのですけれども、今の話は重々わかりました。

加えて、先ほど朝日町の話も出しましたが、在郷と言っていいのか、在郷の朝日を含め、多寄、温根別、上士別、今回こういったいろいろな公共施設に対する今後の財政が悪化している中でいろいろなやり口があると思うのですけれども、非常に地域にまでやはり満遍なく市長の思い、それから考え方を浸透するように伝えていただきたいというのが正直言って、私の考え方です。

というのは、通常、夕張の話を出すわけではありませんけれども、現知事の鈴木知事が夕張市長のときに、再建団体というか、破綻したときに、あの方は地方に回って、皆さん、住民と膝を合わせて、まちに出てきてくれと、経費を少しでも浮かすために、まちに出てきてくれないかという話を住民に相談して、住民集会を開いてやったわけです。1回、2回では住民の方が村から出ていかない、まちには行かないという話で、でも根気よく話して、まちに集まったわけです。今で言う、市長のおっしゃるコンパクトシティー、それを実際に実現したというか、それだけの膝を突き合わせて住民の方と話したという経緯は私は聞きました。

現実には、今我々、朝日含めて、市長が正直言って2期3年されています。その中でいろいろなイベント、それから式典等にはいらしています。現実には各朝日、温根別、多寄、上士別に行つて、住民懇談会という形を何回されたのか私はわかりませんが、もう少しこういった財政緊縮やって、いろいろなところに市民サービスをもし、市長は低下させないということでお話しされていますけれども、現実問題として、これは必ず低下になります。市民サービスの低下になります。でも、それをされないというのであれば、それは両建てでは私はできないと思っています。であれば、せめて住民の方に市長が説明するべきであつて、市長が公約としてやられてきたことに対しては、それは功績もありますし、その中に先ほど失敗もあるという話で、国忠議員が話したときに、副市長はないとおっしゃいました、失敗じゃないと話した。けれども、正直言って、失敗はあつてしかりです。そのときに、いかに謙虚に話して、市民の方に受けとめられるかということも、それは私、市長のお仕事だと思っています。謙虚に、間違いという意味じゃないのですけれども、こうやって財政健全化という話で今ここに出しているわけですから、何でこんなに悪くなったのだという話になるわけです。市長一人のせいではありませんよ、それは、議会だって責任はあります。でも、最たる責はやはり市長ですよ。そこをちゃんと受けとめていただいて、市民にきっちり理解してもらえよう説明を私はするべきだと思っていますし、これから、住民サービスは間違いなく低下するのだという、気持ちはわかりますけれども、現実問題として、そうなったときにしたら、どうやっておわびをするのか、頭下げるのかというところが、すごく私は懸念するところでありま

我々が地方から出てきて、それは地方の方に説明はします。話は伺います。でも、それが実

際現実に実現しないとなったときには、それは何なんだという話になるわけです、地元としては、それをきっちり地元の住民の話を書くべきだということをもとに考えていただきたい。私はそう思っています。言い方は非常に失礼ですよ、財政を悪くするのは一人でできるのです。でも、再建したり健全化するということが一人でできないじゃないですか。それは、もちろん行政の職員の手腕もあるし、考え方もあるし、ただ、そこには住民の協力も絶対必要だと市長もおっしゃっているわけです。であれば、そのように向かうためには、やはり謙虚な部分は謙虚にならなければ私はいけないと思うんです。

これだけのことをやって、成功はあります。市長の功績もあります。ただ、間違っただけで財政が悪くなったことだって、それは仕方がないで済まないです。それは責務としてやはりあるわけですから、そこはちゃんと住民に理解していただいて、申しわけないけれども、痛み通じますよって、先ほど言った谷議員の3月の話のときに市長は話しているわけです。住民に痛み伴うと。ここまで言っていて、みんなの英知を集めるとおっしゃるのでしたら、その責は誰にあったのかというの、ちゃんと私はそこで頭を下げるべきだと思っています。

これを私の意見としてお聞きになるのだとしたら、お答えにならなくても結構ですけども、これは質問として受け取るのであるのだとしたら、市長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（松ヶ平哲幸君） 市長、その前に発言します。

真保議員、再々質問は再質問の答弁に限って再々質問できるということですので、広く意味合いをとれば再々質問として受け付けますけれども、本来で言うと、今回の再々質問は再質問の答弁になかったことと読み取れますので、今後、十分注意をしていただきたいと思います。ということも含めて、市長、答弁をお願いいたします。

○市長（牧野勇司君） 真保議員から、今回の財政健全化に伴うこと、私の行政執行に関することも含めて今のお話をいただきました。

私はちょうどこととして市長に就任させていただいて12年目になります。私は絶えず謙虚な気持ちで行政執行をやってきたと、このように考えています。それは議員の皆さん方もそうでありましょうし、市民の皆さん方が、それは評価をしていただける問題であって、自分はそのように考えているということでもあります。

それと、例えば朝日町に関して言いましても、私は声のかかったときには必ず行くようにしています。これは例えば敬老会の場でもそうでありまして、若い皆さん方の場でもそうでありまして、ですから朝日町の青年部の皆さん方も、お呼ばれして議論の場で話をしたり、いろいろな取り組みをさせていただきました。朝日町は、そういった意味では非常に商工会青年部は今元気であります。ですから、こういった元気を連携とりながらやっていこうということで、私からふれあいトークということで項目は出していますけれども、市民の皆さん方から、ふれあいトークでこういったもので来てほしいというのが何件かあるだけです。ですから、いろいろな、それ以外のところで行ってお話をしているというのが現状であります。

ですから、今までも、コロナでちょっと今行けませんけれども、市民の皆さん方との連携、

お話は引き続きやっていきたいと思えます。

それから、財政の今回こうなったという問題というのは、これは市役所でいえば、執行権を持っている市長でありますから、市長の責任です。職員の責任でもないし、市民の責任でもありません。ですから、そういった意味では、まだこの内容が確定していません。ところがどっこい、合併したまちでありますから、相当数の多い、マネジメント計画にも出ていますけれども、施設なんかもあるわけでありまして。全て私が行って話すような体力はありません。そのために職員もいるわけでありまして。みんなでこういった部分については、率直に地域に入って話し合います。例えばですよ、多寄であれば、日向温泉どうしていくんだという問題、実は出てきているのです。こういった問題についても、多寄の皆さん方の英知をいただいてあれを建てたわけですから、多寄の皆さん方の英知をいただくために、行って実際に話し合いをしながらやっていくと。こういった出ている項目については、これは行政としたら当たり前の話なのでありますから、一方的にこうする、ああするということは考えていません。

ただ、この財政がここまで来たというのは市長の責任であります。ただ、これについては今までもその内容については説明をさせてきていただいておりますので、ここは行政、そして市民の皆さん方、そして議員の皆さん方、連携をとって、この改善に向けて頑張っていきたいと思えます。ですから、どこでもお呼びいただければ出ますし、重要なときには、もちろん私、副市長、それぞれ出てやっていきたいと思えます。

ただ、いろいろな今お話を聞いていますと、もし不満な面があるとするならば、この議場ではあまり時間ございませんから、ぜひお越しいただいて、いろいろお聞かせいただきたいと。そうすれば、もっといろいろな意見交換ができるのではないかと、そのように考えます。

以上です。

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君）（登壇） 続いて、2問目の質問であります。

士別市の各計画と戦略についてということで、本市にはさまざまなまちづくりの計画があります。それぞれに戦略が掲げられております。まちづくり総合計画が最上位の計画としてあるわけでありましてけれども、最近では、最も直近で、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがあります。これの中に、教育、子育てということは非常に明記されているのですけれども、人づくりということについて、詳しく書かれていないような気がいたします。

士別市の行財政の運営戦略の中でも実施計画の中で、人材の育成基本方針というのがあります。これには職員の教育方針とかいろいろ書いてございますけれども、今、本市の中で学校教育と別に人づくりという、つまり人の育成、こういうことは職員含めて全市的にどのようなお考えなのか、お尋ねしたいと思えます。

また、この計画の遂行には、行政職員の役割が非常に重要になっていくわけですがけれども、今ありました人材育成基本方針にのっとり市の職員の教育や育成というのはどのように進められるのか、また、その勤務の中でのケアはされているのか、あわせてお尋ねいたします。

というのは、近年、市の職員の中途退職者も多く見受けられます。ここ5年でも平均で7人以上ということで伺っておりますけれども、原因は、残念にも亡くなった方もいらっしゃいますけれども、自主退職ということで非常にデリケートな話でありますし、個々の都合もあると思いますので、そこまでの入り込みもちょっと難しいと思うのですけれども、ただ、非常に20代から40代まで多いわけですけれども、なぜやめるのか、ここの部分でもう少し、公表しなくても結構なのですけれども、先ほど言いましたプライベートですけれども、そこをちょっと分析、調査されて、それを今後、退職者を増やさないようなことにつなげていけないのかなというところが率直な疑問であります。

確かに難しい問題でありますけれども、その指導方法や教育に何か間違いはなかったのかなということもチェックされているのか、そこら辺のお考え、所見もお尋ねしたいと思います。というのは、どうしても人間は心の中に痛みを持っている方もいらっしゃいますので、やめる方は去る者は追わずで仕方ないのかもしれないかもしれませんが、そこら辺を今後の育成について理解できるようにちょっと調査、分析したらいいんじゃないかなということを私は思っています。

また、行政運営の中で、業務遂行の新たな戦略、計画を進めるときに、職員の非常に提案要望といった形のいわゆるボトムアップ、こういうものというのは、今、本市の行政の中に生かされているのか、もしあるのであれば実績等もお尋ねしたいと思います。

それと、提案、要望から上に上がる、市長まで行く流れというのはどういうふうになっているのかなというところもあわせて。まず、現状では私の見る限り、ほとんどトップダウンで物事が進んでいるように見受けられるのですけれども、総体的に見たトップダウンとボトムアップの活用というのはどのようにお考えなのか、あわせて質問いたします。

SNSを利用した本市の広報活動についてであります。

現在、フェイスブックは市のホームページにありますけれども、ほかの市町村でユーチューブチャンネルを立ち上げているところも結構ありまして、私はそういったSNSについては詳しくないのでありますけれども、もうちょっと若い人主導で、動画発信してイベントのライブ発信とか、インパクトのある内容で、若い人たちの発想で、ある程度自由にホームページをつくらせたらいかがかという提案であります。

本市の外から簡単にのぞけるようなシステムが、私は詳しくはちょっとあれですけれども、構築できて、それが若者目線だけではなくて、全国から興味をひけるチャンネルが作成できたら大変いいんじゃないかということでもあります。民間と連携した全国の士別の関係者が一同に情報交換できるようなハブ的なものはつくれないのか。ちょっと認識不足で大変申しわけないのでありますが、それが士別ブランドを今後拡散させるような一つの発展の起爆剤のようなものであれば非常にいいのかと思っています。全国で士別のものを使った士別ブランドを取り扱っている店とか、それとか士別の出身者の方とかいっぱいいると思うので、その方が縦横でつながれば非常に士別がさらに大きく、広報活動も拡大できていけるのかという気はいたしますので、この辺、本市ではどのように今後お考えになっているのかということも考えまして、

ぜひいかがかなと思いますけれども、所見を伺いたいと思います。

以上です。 (降壇)

○議長(松ヶ平哲幸君) 相山副市長。

○副市長(相山佳則君) (登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、まちづくりのための人づくりについての考え方についてです。

本市は第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画を策定し、生涯学習を通じた人づくりを推進しております。この計画において、生涯学習の意義は、市民があらゆる機会を通じて学び、個々を高め、心の豊かさや生きがいを高めつつ、さまざまな形でまちづくりに参画することで生涯学習を通じた人づくりを推進し、まちづくり活動につなげることとしております。

本計画の実施計画における人財、人は財産とする人財育成計画に関する事業は、児童・生徒を対象とした子ども会リーダー養成研修や18歳以上40歳未満の青年を対象としたまちづくり塾、60歳以上の高齢者を対象とした九十九大学などであります。さらに、公民館講座や博物館講座などの学習活動を開催することにより、市民の学ぶ意欲を高め、まちづくりを担う人材の裾野の拡大に努めているところであります。今後とも、教育行政を中心としながら、福祉や環境などとの横断的な体制のもと、第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画を推進し、市民の人財育成を行っていく考えであります。

次に、本市職員の教育・育成についてであります。

職員の教育・育成の取り組みについては、士別市職員人材育成基本計画を策定し、その中で人事管理、職員研修、職場の環境づくりの3つの取り組みを柱に据えて進めております。

まず、人事管理については、採用、異動、昇任等を通じて、職員個々の意欲と能力を最大限に引き出し、さらには引き出された意欲と能力を組織として効果的に生かすことを目的に人材の確保から始まり、ジョブローテーションの実施や適切な人材評価の実施など、8つの取り組みを実施しております。

職員研修では、研修の種別を自己啓発、職場研修、職場外研修に区分し、職務遂行に必要な専門的知識の習得や技術の向上はもとより、職員としての資質を高めるため、さまざまな研修を実施しております。

職場の環境づくりでは、風通しがよく、明るく元気な職場の雰囲気づくりと、市民本位の視点で改革を目指す取り組みや自己啓発を積極的に取り組む職場環境を目指し、職場会議の開催や健康管理対策などを推進しております。

勤務中に行うケアとしては、職場での実務を通して職務研修を行うOJT、オンザジョブトレーニングを含めた職場内研修や政策課題の解決に向けた職場会議開催の推進などにより、職員間のコミュニケーションの充実を図ることで上司から部下に対するケアが図られているものと捉えております。

また、本年度から係長職以下にも試行として導入した人事評価制度において、上司との面談を踏まえた業務の進捗管理などを行うことから、こうした機会を通じて上司から部下へのケア

やサポートの充実が図られていると考えております。

次に、退職の理由などの調査・分析についてです。

職員の中途退職の状況は、平成27年から令和元年度の直近5年間において、医療職や看護職等を除いた行政職員の退職者総数は38人で、そのうち自己都合による退職者は34人となっております。自己都合による退職の理由は、結婚や転職、就学などによる場合のほか、配偶者の転勤など、さまざまな事情によるものであります。

なお、退職の申し出があった場合、必要に応じて本人から聞き取りを行っており、仮に職場環境や指導方法が原因と考えられる申し出があった場合は、事実確認や必要な改善に向けた指導などの措置を行っております。

次に、トップダウンとボトムアップの考え方についてです。

本市では、まちづくり総合計画や市長のマニフェストに掲げる施策を着実に実行するため、組織目標として部の方針を策定し、全部長職が市長に対して方針の進捗報告を行う戦略レビューを実施しております。また、所属課においては、その方針の達成に向け、課の業務目標を策定し、所属職員が職場会議などで目標の達成に向けた協議を行うこととしております。こうして、組織目標の連鎖を図り、主要施策の策定は常にトップダウンとなっておりますが、その達成に向けては職員の意見や知恵を反映するボトムアップにより、これまで市の重要施策を達成してきております。

なお、今後においては、財政健全化実行計画に基づき、持続可能な財政運営基盤の確立に向け、あらゆる歳出抑制、歳入確保など、職員が一丸となって知恵やアイデアを総動員する必要があることから、所属にとらわれることのない全庁的な職員提案制度などの仕組みを構築していく考えです。

次に、SNSを利用した本市の広報活動についてです。

本市ではこれまでに翔雲高校の協力で作成したCMや毎月のビデオニュース、市長会見、ドローンによる市内空撮動画など、動画共有サービス、いわゆるユーチューブで配信してきました。動画を含めた市政情報の発信に当たっては、誰をターゲットにして、どんな内容をどの媒体で伝えるかを検討し、最適な手法を選択する必要があるものと考えております。

そのような中で、若者たちの発想による自由な動画配信の御提案ですが、市が行う情報発信としての位置づけを考えますと、配信する内容にはインパクトのみならず、公共性や公平性が求められるのは当然でありますし、その受け皿となる人材や機材、作成費用など、解決すべき課題も多いものと思います。SNSのさらなる活用については、お話のとおり士別ブランドの拡散及び起爆剤になると考えておりますが、市がハブ、いわゆる結節点としての役割を担うことは難しいとも考えており、公的機関よりも民間事業者がその役割を担っていただくことがよいのではないかと考えております。

そこで、昨年3月に設立したまちづくり士別株式会社は、市内の特産品や観光情報などを発信する機能を有したまちなか交流プラザを運営することから、市内の情報発信のほか、市外で

士別ブランドを扱う店舗や士別市出身者が経営する事業者など、あらゆる情報を一元化し、本市をPRすることが可能になると期待をしているところであります。近年、本市で若い地域おこし協力隊員が観光分野で活動しており、SNSや動画など、市外に対して情報を発信しているほか、台湾出身の地域おこし協力隊員が本市に着任しましたことから、海外向けにPRすることが可能となったことなど、市とまちづくり会社、地域おこし協力隊など、関係機関と協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（松ヶ平哲幸君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 人づくりということで1点。

先日報道で、士別の協力隊の1人が終わりました、和寒で起業されたということが新聞報道で出ておりました。非常にもったいないなど、私、単純に思いました。士別でいろいろ技術的なものを習って身につけて、隣町で起業されるということは非常にもったいないなど単純に思います。何とか士別で企業できなかったのか、それはどういう事情があったにしろ、ちょっとそれは理解できませんけれども、そういうふうに思っております。

要は、人づくりについては、市の職員というレベルで見ましたら、やはりこれから担っていくわけですし、これから財政健全化実行計画もあるわけですから、非常にこれから大変な中身になってくると思いますが、ぜひとも職員の方々のこれからの育成という部分になおさら力を入れていただきたいと思えます。

先ほど副市長が風通しのいいということをおっしゃいましたけれども、まさに風通しのいい職場にされるべきだと思いますし、市長はパブコメで外に意見をいろいろ求めていますけれども、ぜひ庁内にも所内にもやはりパブコメみたいな目安箱みたいなものを置いて、ぜひそういう広い意見を取り入れて、単純明快にどういった考え方をしているのだということの意見を下から吸い上げて、できるできないは別にしまして、非常に風通しのいい職場にさせていただければ、今後にも非常によろしいんじゃないかと思えますけれども、その辺をぜひ聞いて、質問を終わりたいと思えます。

○議長（松ヶ平哲幸君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） まず人づくりということからちょっとお話しさせていただきたいと思えますけれども、まさに我々市の職員は市民のための安全・安心、そして豊かに暮らせるためのさまざまな施策を組み上げていくということで、私よく職員を前に申し上げるのは、我々よく事務屋、技術屋と、事務職と技術職に言われますけれども、我々は事務屋でも技術屋でもなくて、政策マンにならなければだめだということ。そのためには、今、市民がどのようなことを考えて、どのようなことを思って、そしてどうなりたいといったようなことを思っているかといったことを肌で感じなければいけないといったことを常々話しております。先ほど職務を通しての研修、OJTという話をいたしましたけれども、そういった中でそれぞれの職員がしっかりと裁量と責任を持って日々職務をこなしていくこと、これが職員の成長につながっていく

ものと考えております。

そこで、お尋ねの風通しのいいところでもありますけれども、先ほど組合との協議の中で、市長が青年部、女性部からさまざまな意見をいただいたということがございました。その中にも私たちの提案をしっかりしていきたいといったようなこともございました。そういうこともあって、先ほどの答弁の中に、全庁横断的にいろいろな提言を受け付ける体制を整えていきたいとお答えを申し上げたところでありますので、ぜひともいろいろな職員が政策マンとして日々いろいろな提案を出していける、そして上から下まで情報がしっかり共有できると、そういう組織体を目指していきたいと考えております。

○議長（松ヶ平哲幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 4時17分散会）